

議 事 日 程 （第 1 号）

令和 7 年 12 月 10 日（水曜日）午前 9 時 30 分 開議

- 日程第 1 会議録署名議員の指名について
- 日程第 2 会期の決定について
- 日程第 3 例月出納検査結果報告並びに定期監査結果報告
- 日程第 4 議員派遣の件
- 日程第 5 一 般 質 問
- 日程第 6 議案第 57 号 東白川村常勤の特別職職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第 7 議案第 58 号 東白川村職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第 8 議案第 59 号 東白川村会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第 9 議案第 60 号 東白川村議会議員の議員報酬、費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第 10 議案第 61 号 東白川村保健福祉センター設置条例の一部を改正する条例について
- 日程第 11 議案第 62 号 東白川村農業委員に関する選考委員会設置条例の一部を改正する条例について
- 日程第 12 議案第 63 号 東白川村火入れに関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第 13 議案第 64 号 令和 7 年度東白川村一般会計補正予算（第 7 号）
- 日程第 14 議案第 65 号 令和 7 年度東白川村国民健康保険特別会計補正予算（第 3 号）
- 日程第 15 議案第 66 号 令和 7 年度東白川村介護保険特別会計補正予算（第 2 号）
- 日程第 16 議案第 67 号 令和 7 年度東白川村国保診療所特別会計補正予算（第 3 号）
- 日程第 17 議案第 68 号 令和 7 年度東白川村簡易水道事業会計補正予算（第 4 号）
- 日程第 18 議案第 69 号 岐阜県市町村会館組合理約の変更に関する協議について
- 日程第 19 議案第 70 号 岐阜県市町村会館組合の解散及び財産処分並びに事務の承継等に関する協議について
- 日程第 20 議案第 71 号 岐阜県市町村職員退職手当組合を組織する地方公共団体の数の減少及び岐阜県市町村職員退職手当組合理約の変更に関する協議について
- 日程第 21 議案第 72 号 美濃加茂市と東白川村の定住自立圏形成協定を変更することについて
- 日程第 22 発議第 2 号 簡易水道基盤強化のための令和 8 年度予算確保を求める意見書について
- 日程第 23 閉会中における議会運営委員会の継続調査について

出席議員（7 名）

1 番 安 江 真 治

2 番 安 保 泰 男

3 番 安 江 健 二

4 番 今 井 美 和

5番 今井美道

6番 桂川一喜

7番 樋口春市

欠席議員（なし）

地方自治法第121条の規定により説明のため会議に出席した者の職・氏名

村長	今井俊郎	副村長	桂川憲生
教育長	今井竜生	総務課長	伊藤秀人
総務課課長	神戸正紀	村民福祉課長	安江真紀子
村民福祉課課長	桂川のぞみ	村民福祉課課長	安江由次
産業建設課長	今井信和	産業建設課課長	辻普稔
教育課長補佐	今井宣之	診療所事務局長	若井純
会計管理者	田口こず江	監査委員	安江裕尚

本会議に職務のため出席した者の職・氏名

議会事務局 書記	河田孝
-------------	-----

◎開会及び開議の宣告

○議長（安江健二君）

ただいまから令和7年第4回東白川村議会定例会を開会します。

本日の出席議員は7名です。定足数に達していますので、これから本日の会議を開きます。

本日の日程は、お手元に配付申し上げたとおりです。

◎会議録署名議員の指名について

○議長（安江健二君）

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員は、会議規則第113条の規定によって、1番 安江真治君、7番 樋口春市君を指名します。

◎会期の決定について

○議長（安江健二君）

日程第2、会期の決定についてを議題とします。

お諮りします。本定例会の会期は、本日から12月12日までの3日間にしたいと思います。御異議はありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。したがって、会期は本日から12月12日までの3日間に決定をしました。

◎例月出納検査結果報告並びに定期監査結果報告

○議長（安江健二君）

日程第3、例月出納検査結果報告並びに定期監査結果報告を議題とします。

監査委員の報告を求めます。

監査委員 安江裕尚君。

○監査委員（安江裕尚君）

令和7年12月10日、東白川村議会議長 安江健二様。東白川村監査委員 安江裕尚、同じく安江真治。

例月出納検査結果報告。

令和7年8月分、9月分、10月分の出納検査を実施したので、その結果を地方自治法第235条の2第3項の規定により報告する。

記1. 検査の対象 令和7年8月分、9月分、10月分の東白川村一般会計、国民健康保険特別会計、介護保険特別会計、国保診療所特別会計、後期高齢者医療特別会計、簡易水道事業会計、小規模集合排水処理事業会計、歳入歳出外会計及び基金に係る現金、預金等の保管状況。

2. 検査の時期 令和7年9月25日、10月24日及び11月26日。

3. 検査の結果 令和7年8月末日、9月末日及び10月末日における上記会計の予算執行状況、現金及び預金の現在高並びにその保管状況は別紙のとおりであり、諸帳簿の計数は全て関係書類に合致し正確であった。

続きまして、定期監査結果報告書を朗読させていただきます。

別冊になりますのでお願いします。

定期監査結果報告書。

地方自治法第199条第4項の規定により、令和7年10月16日、17日及び同月22日の3日間実施した定期監査の結果は、次のとおりである。

よって、同法第199条第9項の規定により報告する。

なお、同法同条第10項の規定により意見を付する。

令和7年12月10日、東白川村監査委員 安江裕尚、同じく安江真治。東白川村長 今井俊郎様、東白川村議会議長 安江健二様。

監査の主眼。

1. 予算の執行は適法かつ効果的に行われているかの確認。
2. 前年度の滞納額が確実に調定されているかの確認。
3. 契約事務が公正適切に行われているかの確認。
4. 事務事業が住民福祉の増進に寄与しているかの確認。
5. 最少の経費で最大の効果を上げているかの確認。

監査の方法。

前半（書類審査）

1. 令和7年度9月末の各会計の予算の執行状況、現金、預金、有価証券及び基金等の管理保管状況等の監査。
2. 令和7年度9月末の各課所管の事務事業の進捗状況の監査。
3. 令和6年度末の村税等の滞納分が令和7年度に調定され収入督促がされているかの監査。
4. 村が発注する契約事務が適正に行われているかの監査。
5. 補助金、委託事業の事務処理が適正に行われているかの監査。
6. その他関係する必要事項の監査。

後半（現地監査）

1. 指定管理施設等の利用状況及び維持管理の状況。
 2. 令和7年度各工事の進捗状況と各工事の完成状況の監査。
- 3ページ目です。

一般会計・特別会計。

監査の結果。

1. 予算の執行状況及び預金等の管理状況。

令和7年度9月末現在の一般会計と特別会計の予算規模は44億9,230万5,600円で、予算執行状況は、収入済額21億7,038万859円、支出済額17億510万1,987円、歳計外現金会計の差引残高を合わせた残高は4億7,779万2,660円であり、その保管状況はいずれもめぐみの農協東白川支店で、普通預金4億7,774万392円、当座預金5万2,268円であります。歳出予算執行率38%です。

公営企業会計については、予算規模は3億8,963万円で、予算執行状況は、収入済額2億2,001万329円、支出済額9,180万567円、差引残高は1億3,788万7,885円であり、その保管状況はいずれもめぐみの農協東白川支店で、普通預金1億3,788万7,885円であります。歳出予算執行率は27.8%です。

基金の保管状況は、前年度同期と比較すると5,627万2,869円増の13億3,241万630円です。その内容は、定期預金30口、普通預金3口、国債2口であります。

出資証券等の管理状況は、前年度同期と比較すると561万4,320円減の2億6,822万8,020円です。その内容は、出資証券11団体、証書53枚、1,299万8,500円、株券9団体、52枚、1億5,716万1,500円、債権2団体、9,806万8,020円であります。

予算執行状況、現金保管状況、基金管理及び有価証券保管状況は適切であり正確であることを認めます。

2. 滞納の状況と滞納整理。

令和6年度末の村税等の滞納繰越額が令和7年度に適正に調定され、歳入の督促がされているかを調査しました。

調定については、滞納額が令和6年度繰越金が適正に処理されていなかったため、修正を指示しました。

なお、村税等主な9月末の滞納額（現年度分を含む）は次のとおりです。

令和7年9月末だけ読み上げます。

村税873万1,531円、国民健康保険税349万9,820円、介護保険料7万8,100円、CATV使用料105万5,020円、合計1,336万4,471円。

主な村税等の滞納額を前年度同期と比較すると216万6,434円減額しています。徴収に努力され一定の効果が上がっていることは評価しますが、まだ多額の滞納がありますので、負担の公平性の観点からも、引き続き滞納整理の推進と収納率向上に一層の努力をお願いします。

3. 村が発注する契約事務が適正に行われているかの確認。

村が契約する工事及び委託契約等16事業について調査を行いました。契約規則等に従い、業者選定、事業等の管理事務の執行は適切に処理されていました。

4. 村が交付している補助金が適正に執行されているかの確認。

村が交付している補助金について、9事業の調査を行いました。補助金交付規則等に沿って交付申請書等が提出されており、適正に処理されていることを確認しました。

5. その他関係する監査。

国保診療所介護老人保健施設の入所状況は、定員16床に対して9月までの1日当たり平均入所者

は9.9人となっています。1人1日当たり調定額が平均で約1万3,055円となっています。一つの原因としては、近年の施設利用基準での介護度の高い方の施設入所が増加したためではないかと思われます。

なお、今回の定期監査では、調定処理の修正が多々見受けられましたので、正しい会計処理とチェック体制の強化をお願いします。

現地調査では、指定管理施設等の管理状況について、適正に管理されていることを確認しました。結び。

令和7年度の定期監査は、書類審査、現地監査に分けて3日間実施しました。それぞれの担当課長、担当者には多忙の折、懇切丁寧に説明をしていただき、多くの資料を提出していただきましてありがとうございました。

東白川村においては、第6次総合計画後期計画等に基づき、村の活性化に向けて事業推進が行われていると思います。時代に適合した事業内容への見直し、必要性、妥当性について精査されたい。

今年度より組織改革が行われ大変かと思いますが、組織の統括をお願いします。

令和8年度予算編成も始まっていると思いますが、今後計画される事業に借入れはやむを得ないと思いますが、事務事業の執行については常にコストを意識して、最少の経費で最大の効果を上げるにはどうすればよいのかを意識し、その有効性、必要性を考慮して、村民が豊かさを実感できる施策が展開されることを祈念し意見とします。

続きまして、企業会計のほうをお願いします。

東白川村簡易水道事業会計。

第1、監査の概要。

1. 監査の機関（期日）と場所。

①期間（期日）、令和7年10月16日、17日、22日。

②場所、東白川村役場本館3階会議室。

2. 監査の範囲。

令和7年度上期（令和7年4月1日から9月30日まで）における事業の執行状況及び財務に関する事務の執行状況とし、必要に応じて他の期間も対象としました。

3. 監査の方法。

財務に関する事務の執行が適正かつ効率的に行われているか、また経営に係る事業の管理が合理的かつ効率的に行われているかを主眼として、令和7年度上期の業務状況説明書、関係書類及び資料等の提出を受け、主に事業の執行状況について説明を聴取して実施しました。

第2、監査の結果。

地方公営企業法及び関係法令に準拠して作成されており、その計数は関係諸帳簿及び証拠書類と照合した結果、適正であると認めました。

1. 総括。

令和7年度上期における3条の収益的収支は、収入が1億4,467万2,000円、執行率62.4%、支出

が1,728万4,000円、執行率7.5%で、4条の資本的収支は、収入が4,677万5,000円、執行率38.3%、支出が5,546万7,000円、執行率26.2%でした。

引き続き、村民に安全・安心な水を安定供給するため、簡易水道施設の維持管理及び管路の適切な更新を実施していただくようお願いします。

簡易水道事業会計の予算措置、執行及び会計手続等は適切であったと認めます。

続きまして、東白川村小規模集合排水処理事業会計。

ちょっと省きたいんですけど、第1の監査の概要、監査範囲、監査の方法につきましては、前簡易水道と同じですので省略させていただきます。

第2、監査の結果。

地方公営企業法及び関係法令に準拠して作成されており、その計数は関係諸帳簿及び証拠書類と照合した結果適正であると認めました。

1. 総括。

令和7年度上期における3条の収益的収支は、収入が1,739万7,000円、執行率86.1%、支出が407万9,000円、執行率20.2%で、4条の資本的収支は、収入が417万2,000円、執行率100%、支出が423万2,000円、執行率49.8%でした。引き続き、適切な施設管理を実施していただくようお願いします。

小規模集合排水処理事業会計の予算措置、執行及び会計手続等は適切であったと認めます。

以上です。

○議長（安江健二君）

監査委員の報告に対し、質疑を行います。

質疑はありませんか。

[挙手する者なし]

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

以上で、例月出納検査結果報告並びに定期監査結果報告を終わります。

◎議員派遣の件

○議長（安江健二君）

日程第4、議員派遣の件を議題とします。

本件についての趣旨説明を求めます。

議会運営委員長 樋口春市君。

○議会運営委員長（樋口春市君）

議員派遣の件を報告します。

次のとおり議員を派遣する。令和7年12月10日。

派遣名、目的、派遣場所、期間、派遣議員の順に読み上げます。

1. 加茂東部三町村議会議員研修交流会、加茂郡東部三町村議会議員の交流により相互理解を深める。白川町、令和7年12月23日、議員全員。

2. 濃飛横断道・三市一村議会委員会合同会議要望活動、産業の活性化に資する。東京都、令和8年1月22日から23日にかけて、安江真治議員。

次の議員派遣につきましては、既に議長決裁により議員を派遣していますので、読み上げません。後ほどお目通しください。以上でございます。

○議長（安江健二君）

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

[挙手する者なし]

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を省略し、議員派遣の件を採決します。

お諮りします。本件は原案のとおり決定することに、また議長決裁分について承認することに御異議はありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

異議なしと認めます。したがって、議員派遣の件は原案のとおり可決・承認をされました。

お諮りします。ただいま決定した議員派遣の内容について変更の必要が生じた場合は、変更事項について議長一任をお願いできませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

異議なしと認めます。したがって、決定した議員派遣について変更の必要が生じた場合は、議長一任で変更できることに決定をしました。

これで議員派遣の件を終わります。

◎一般質問

○議長（安江健二君）

日程第5、一般質問を行います。

通告者は4名です。

通告順に質問を許可します。

4番 今井美和君。

[4番 今井美和君 一般質問]

○4番（今井美和君）

議長のお許しをいただきましたので、一問一答方式にて質問させていただきます。

地域おこし協力隊と集落支援員についてを質問します。

本村では、少子高齢化や人口減少の進行により、地域の担い手不足や集落機能の維持が大きな問

題となっております。こうした中で、地域おこし協力隊と集落支援員はそれぞれ異なる立場から地域の活性化や生活支援に貢献されています。

地域おこし協力隊は、外からの新しい視点をもたらす存在として、地域資源の発掘や情報発信などに取り組んでいます。一方、集落支援員は、地域住民に寄り添いながら、農業の活性化、移住・定住サポート、村の交通事業など日常的な支え合いの現場を担っております。

本日は、それぞれの取組の現状と今後の方向性について伺います。

1つ目の質問です。

地域おこし協力隊の取組についてです。

まず本村における地域おこし協力隊の現在の人数と活動分野についてお伺いします。どのような分野で活動されており、地域の課題解決にどのように関わっておられるのか伺います。

○議長（安江健二君）

産業建設課長 今井信和君。

○産業建設課長（今井信和君）

ただいまの今井美和議員の質問にお答えをいたします。

東白川村の地域おこし協力隊は、平成25年度から合計で23名を隊員として採用してきました。現在、協力隊は2名活動しています。

地域おこし協力隊の活動は、地域資源の活用と地域課題の解決を両立させることを目的として、地域資源を活用した商品開発や販路拡大、農業や林業の生産者と連携した新たな市場を開拓する役割を担っています。また、観光や地域振興の推進、自然や伝統文化など地域資源を生かした体験メニューづくりなどの活動展開をしています。以上でございます。

〔4番議員挙手〕

○議長（安江健二君）

4番 今井美和君。

○4番（今井美和君）

ありがとうございます。

今のお答えの中で、平成25年度から合計23名の隊員、活動していただいているわけなんですけれども、今までに村で取り組んでこられた協力隊の活動について、具体的な活動分野をお聞かせいただきたいと思えます。

○議長（安江健二君）

産業建設課長 今井信和君。

○産業建設課長（今井信和君）

今までの本村の協力隊は、第三セクターの職員と役場の会計年度任用職員として登用されています。

第三セクターでは、みのりの郷東白川の農業サポート部門で水稻の作業受委託や茶業、しめ縄作りの業務として活動をしてきました。また、ふるさと企画や新世紀工房に所属しながら、村の特産

品であります美濃白川茶の販路拡大や東濃ヒノキの薪作りなどに従事して、今まで多くの分野で活動をしています。以上でございます。

〔4番議員挙手〕

○議長（安江健二君）

4番 今井美和君。

○4番（今井美和君）

ありがとうございます。

今合計23名の方の活動を教えていただきました。

質問2に移ります。

これまでに任期を終えた隊員のうち、村内に定住された方や起業、就業された方の人数や状況について伺います。

移住・定住という制度の目的に照らして、成果と課題をどのように分析されているかを伺います。

○議長（安江健二君）

産業建設課長 今井信和君。

○産業建設課長（今井信和君）

それでは、地域おこし協力隊の任期を終えた隊員の定住や起業、就業状況についてご質問いただきましたので、お答えをいたします。

現時点で、協力隊を退任した隊員は21名となっています。そのうち12名が村内に定住していますので、全国平均の定住率と同程度である約6割が定住している状況でございます。

起業、就業の割合、内訳ですけれども、起業した隊員は5名で、日本茶ブックカフェの経営やお茶、木工製品の販売、機織りや染物の事業で開業をしています。また、みのりの郷東白川や山に生きる会、役場の集落支援員として就職した隊員が7名となっています。

続きまして、定住促進という制度の目的に照らしての成果と課題の分析について、お答えしたいと思います。

もともと国の制度設計として、地域おこし協力隊の制度は都市部から過疎地域へ人材を呼び込み、地場製品の開発、販売、PRなどの地域協力活動を通じ地域の魅力を高めることを目的となっております。

地域の皆様から、協力隊が地域課題の解決に取り組む過程で村の農林業や商工業者の皆さんと節する機会が増え、積極的に地域に溶け込んでくれたとの声が寄せられています。さらに、協力隊の人脈や情報発信による取組の中で、関係人口の増加や観光、産業の活性化につながる効果が見られる場面がありました。

現時点での成果について申し上げますと、こうした取組が協力隊の定住意欲に寄与する要因として評価されており、定住、定着を目指す制度の本質に沿った成果としてあげられると思います。

次に、課題についてですが、協力隊が定住し続けてもらうには任期終了後の定住につながる支援が必要だと考えます。住宅の確保や安定した地域雇用の確保、また起業、創業の初期段階での資金、

販路、事業継続の支援など、生活基盤の整備と事業継続性の確保が課題であるというふうに考えております。以上でございます。

〔4番議員挙手〕

○議長（安江健二君）

4番 今井美和君。

○4番（今井美和君）

定住された方が全国平均の定住率と同等ということは、素晴らしいことだと思います。そして、地域に根づいた、溶け込んでくれたという感想が村民の方から来ていたのはすごくありがたいことだと思います。

最後に、この課題についてのお答えの中で、初期段階での資金、そういうのが問題になる。お金がないと何もできないので、そのことについてちょっとお聞きしたいんですけど、今までに村で取り組んできた協力隊の退任後の支援について、具体的に村から起業や定住の制度というのがあればお聞かせいただきたいと思います。

○議長（安江健二君）

産業建設課長 今井信和君。

○産業建設課長（今井信和君）

協力隊の退任後の支援について、お答えをいたします。

現在、村から退任後の定住促進につながる取組としましては、村の補助事業として地域おこし協力隊が起業する際に支援する起業支援奨励金として上限100万円の支援制度があります。また、県の補助事業として、地域おこし協力隊が定住する際に支援する県の定住促進補助金が2年間で上限200万円を支援する制度がございます。

これからの協力隊の定住には、任期中の生活の安定が大切ですし、退任後の生活と起業や就業のサポートは欠かせません。現状と今後の課題を正確に把握しまして、より定住促進につながる支援をしてまいりたいと思っています。以上でございます。

〔4番議員挙手〕

○議長（安江健二君）

4番 今井美和君。

○4番（今井美和君）

定住してもらうためにサポートは必要だと思いますので、今後も検討していただきたいと思いますし、次の質問、今の質問とちょっとかぶりますが、質問3に移ります。

今後の地域おこし協力隊の募集や活動分野の方向性について伺います。

地域のニーズに即した人材確保や任期後の定住支援、今起業支援奨励金などお金のことは説明していただきましたが、起業面、仕事面のことをどのように考えられておられるのかをお伺いします。

○議長（安江健二君）

産業建設課長 今井信和君。

○産業建設課長（今井信和君）

御質問のありました地域おこし協力隊の募集や活動分野の方向性について、お答えをいたします。

地域おこし協力隊の募集につきましては、地域の人材確保を着実に進め、任期満了後の定住を促進するための支援が必要だと考えます。

まず募集と活動分野の方向性について申し上げますが、地域のニーズに基づく人材確保を最優先とし、地域資源の活用と地域課題の解決を両立させる分野を中心に考えたいと思います。

具体的には、地場製品の開発、PR、農業や林業の支援、観光資源のブランド化といった分野を重点化します。加えて、隊員が地域で起業、創業できる仕組みを設けるとともに、任期中だけでなく任期終了後も地域内での事業承継、継続支援を見据え、長期的な定着を目指してまいりたいと思います。

現在は、地域おこし協力隊の募集は行っておりませんが、村内のニーズを調査しまして、今後の予定としまして一、二名程度の協力隊員を募集してまいりたいと思っております。

次に、退任後の定住支援についてですが、協力隊が地域に根づき、継続的に地域を支える人材となるよう、また定住につながる支援を考えています。

具体的には、隊員の事業継続性を確保するために、任期中に専門的な知識や技術、起業、創業の実務講習などを組み合わせ、生活基盤の安定を目指すことが重要だと思っております。また、住宅の確保に加え、地域の事業者とのマッチング機会を増やし、定住促進につながる起業、就業への支援を継続して行ってまいりたいと思います。以上でございます。

〔4番議員挙手〕

○議長（安江健二君）

4番 今井美和君。

○4番（今井美和君）

ありがとうございます。

協力隊の皆様が地域に根づいて今後も活動していただけるように、どんどん募集をかけていていただきたいなと思います。

次に移ります。

次は集落支援員の取組についてを伺います。

集落支援員の配置状況と担当地域について伺います。

現在、何名の支援員がどのような地域分野を担当されているかを伺います。

○議長（安江健二君）

産業建設課長 今井信和君。

○産業建設課長（今井信和君）

集落支援員の地域状況及び本村での現状について、お答えをいたします。

初めに、集落支援員の役割、取組の趣旨につきましては、本村では集落の維持、活性化に向けた取組や、集落営農の支援や公共交通システムなど地域交通の確保、移住・定住の促進、危険空き家

の調査、特産品の販路拡大などへの支援を担っています。

現時点で12名の集落支援員がいますが、そのうち集落支援機構で6名が在籍しています。業務としましては、美しい村連合や都市との交流事業の推進、移住・定住事業、危険空き家事業、集落営農のサポート事業などを行っています。また、公共交通つちのこバス事業には6名が在籍しています。

今後も、地域のニーズと人材の適正なマッチングを図り、集落の維持、活性化と持続可能な支援を継続してまいります。以上でございます。

[4番議員挙手]

○議長（安江健二君）

4番 今井美和君。

○4番（今井美和君）

今、現時点で12名の方の配置をお聞かせいただきました。

このまま質問5に移ります。

今12名の方、支援員さんが日々行っている活動や地域の支援、生活支援の状況を、具体的な取組や成果をお聞かせいただきたいと思います。

○議長（安江健二君）

産業建設課長 今井信和君。

○産業建設課長（今井信和君）

集落支援員の具体的な取組としましては、自治会、集落営農組合などの活動支援や、地域活動の下支えを行う活動を主に行っています。

集落営農組合の支援事業では、親田・西洞の集落営農組合の継続的な支援と越原上集落営農組合から農事組合法人こしはら稲穂会への法人化や、ファームこしはら集落営農組合の設立の支援、堆肥散布の事業を行うとともに、新しい集落営農組合の設立を目指した取組をしております。

自治会やシニアクラブなどの運営支援事業では、地域の困り事の相談業務をしています。

引き続き、住民の皆様が気軽に集落支援機構に御相談いただける窓口業務を引き続き推進したいと思っております。

また、危険空き家事業では、定期的に現地調査と聞き取りによる実態把握を行いまして、危険老朽家屋の対策について協議をしています。

移住・定住支援センター事業では、空き家バンクの登録と移住・定住の支援を行ってまいりました。移住相談は平均で年間約100件の相談があり、空き家バンクの登録は年間で約10件となっています。また、令和元年から6年度までの実績ですが、総数で53件の空き家バンクを登録してきました。そのうち、41世帯が契約済みで、92名の方が定住見込みとなっています。以上でございます。

[4番議員挙手]

○議長（安江健二君）

4番 今井美和君。

○4番（今井美和君）

いろんな活動、分かりました。自治会、シニアクラブへの運営支援、地域の困り事相談、集落営農への支援、空き家、移住・定住支援など、様々な仕事があることがよく分かりました。

そこで、先ほど質問4で答えていただきました集落支援員、つちのこバス事業には6名の方が在籍しているということですが、昨年10月から始まりましたつちのこバスについて、1年たったバスの状況報告をお聞かせいただきたいと思います。

○議長（安江健二君）

総務課長 伊藤秀人君。

○総務課長（伊藤秀人君）

議員の御質問にお答えをします。

つちのこバスについては、運行開始から1年を迎えた現状の報告を申し上げます。

つちのこバスは人口減少と高齢化が進む地域の移動手段確保を目的として、村民の生活利便性の向上、地域交通の持続可能性を目標に導入された路線であります。現在の運行系統は村内5路線、保健センター発着で、役場、マツオカ、診療所の主要拠点を結ぶルートを基本とし、地域の生活需要を優先する形で運用しております。

公共交通としましては、このほか中核通院の支援、それから医療機関の送迎、老健の送迎、せせらぎ荘のデイサービス支援等、公共交通に関わる業務について一体的に運用を行っております。

村内を巡回するつちのこバスの運行実績としましては、昨年10月1日の運行開始以来、今年9月30日までの1年間の総利用者数は3,733人、1日平均で10.4人の御利用をいただいております。以上でございます。

〔4番議員挙手〕

○議長（安江健二君）

4番 今井美和君。

○4番（今井美和君）

つちのこバスの説明、ありがとうございました。

つちのこバス1日平均10.4人、まだまだ利用していただけていないかと思えます。でも、しかしながら、以前待ち時間のことで、冷凍食品を買って待っていて、家に帰ったら溶けていたという話がありまして、時間の変更をお願いしたところ、運行時間を見直していただきました。利用していただける方のニーズに合わせて、これからも安全運転で活動していただきたいと思います。

それで、今集落支援員制度の取組、よく分かりました。地域おこし協力隊や集落支援員制度、これってどこからお金が出るのというお話もありまして、ちょっとお聞きしたいんですが、この制度は国が推進している事業でございますが、毎年村で必要な活動予算に対して国からの支援がしっかりされているのかをお伺いしたいと思います。

○議長（安江健二君）

産業建設課長 今井信和君。

○産業建設課長（今井信和君）

地域おこし協力隊や集落支援員の制度に取り組む自治体に対して、国の支援の制度につきましてお答えをしたいと思います。

初めに、国では令和8年度までに全国の地域おこし協力隊の目標人数を1万人と定めていますが、令和6年度末の全国の隊員数は7,910人という実績となっています。引き続き、この目標達成に向けまして国の支援は継続される予定となっています。

地域おこし協力隊の活動費につきましては、国から交付される地方交付税の特別交付税で財源措置され、隊員の人件費や活動経費に対して1人当たり上限が550万円交付されます。対象経費の内訳は、基本額の報酬等の上限が350万円で、活動費として200万円が上限となっています。

現在、村の隊員は給与月額と各種手当を計算し、上限額に収まる運用をしています。

また、専任の集落支援員の活動費につきましても、国から交付される特別交付税で財源措置がされ、活動に必要な経費に対して1人当たりの上限額500万円が支給、交付されます。対象経費は、集落支援員の設置に要する費用となっておりまして、報酬と活動費のそれぞれ上限設定はありませんが、活動費につきましては地域の実情に応じた集落の維持活性化対策に要する経費として、作業道具や消耗品、旅費、移動に要する費用も対象となっています。

国からの支援制度を活用することで、引き続き地域おこし協力隊と集落支援員の人材確保、地域活動の推進に努めてまいりたいと思います。以上でございます。

〔4番議員挙手〕

○議長（安江健二君）

4番 今井美和君。

○4番（今井美和君）

よく分かりました。

今回、この質問をさせていただいた理由がありまして、地域の方から、集落支援員、地域おこし協力隊、どんな活動をしているのか分からないとか、その方の給料は財政厳しい村からなのか、県からなのか、国からなのか、分からないということ、そして役場員と区別がつかないということがありました。今こうやって仕組みがよく分かったのでよかったですと思います。大切な人材を確保するために、国の予算を活用していただきたいと思います。

最後に、地域おこし協力隊と集落支援員、今後の人材確保、後継者育成について伺います。

地域に密着した支援活動を続けていくために、若い世代や地域経験者の参加をどのように促していくのか、お考えをお伺いします。

○議長（安江健二君）

村長 今井俊郎君。

○村長（今井俊郎君）

ただいまの質問については、私からお答えをさせていただきます。

地域の将来を担う人材を確保しつつ、後継者の育成を図ることは議員の一般質問の中で今ある述べられてきたとおりでございまして、村の持続可能性を高める上で極めて重要と考えてございます。

現状では、地域の実情に即した支援活動を継続するためには、若い世代の移住・定住の促進と地域力の継承が欠かせません。まず若い世代の参加を促す具体的な方針については、移住・定住の促進と地域おこし協力隊の募集を進め、村の魅力を伝える情報と地域に密着した活動の発信をどんどん増やしてまいりたいと考えてございます。

具体的には、今年11月に本村は公益社団法人ふるさと回帰支援センターの市町村会員となりました。ふるさと回帰支援センターと地域おこし協力隊のJOIN（移住交流推進機構）と連携した取組により、移住・定住パンフレットの活用やウェブサイトから移住・定住や地域おこし協力隊の情報を発信することで、若い世代の移住者を募る機会を増やしてまいりたいと考えてございます。

また、村といたしましては、若い世代の地域おこし協力隊と地域経験が豊かな集落支援員の双方が働ける環境を整え、地域の未来を支える人材確保と後継者の育成を進めてまいりたいと思っております。

今後とも、地域の実情に応じた最適な施策を迅速に確実に実行していくべきだと考えております。以上で答弁いたします。

〔4番議員挙手〕

○議長（安江健二君）

4番 今井美和君。

○4番（今井美和君）

今後も、地域おこし協力隊制度と集落支援員制度、国からの支援制度を利用して力を入れていただけるとということがよく分かりました。

ただいま村長がお答えになりました地域の未来を支える人材確保と後継者の育成、これは大切なことだと思います。ふるさと回帰支援センターの登録、本当に私も願っていたことでありがたいことなんですけれども、外からの風を少しでも入れて、東白川村のよさを全国の方に広めていって村に魅力を感じていただき、そして地域おこし協力隊と活動していただけることも可能でございます。村としてこの取組を充実させるために、活動成果をしっかりと検証し、必要な支援や仕組みを整えていただき、今後の活動に期待いたしまして私の一般質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（安江健二君）

続きまして、2番 安保泰男君。

〔2番 安保泰男君 一般質問〕

○2番（安保泰男君）

通告に基づきまして、一問一答方式にて、サロン活用と健康増進について質問をさせていただきます。

村では第6次総合計画の下、誰もが安心して暮らし続けられる地域づくりを進めておられますが、人口減少と高齢化が進む中で、住民同士のつながりや健康づくりの施策はこれまで以上に重要な課

題となっております。地域に開かれたサロンの活用、そして人生100年時代を見据えた健康増進の取組は世代を超えて支え合う村づくりに直結するものであり、今後の展開に大きな期待を寄せております。こうした観点から、サロンの在り方と健康づくりの施策について、何点か質問をさせていただきます。

1つ目です。第6次総合計画では、地域全体で世代交流ができるサロン活用を上げられています。現在、越原、神土、五加地区にあります。そのうち神土地区と五加地区に人員配置されていますが、神土サロンではカフェ機能を備えていることから利用者の約74%がカフェ利用であると承知しています。

まずこのカフェ機能がもたらしている集客効果について、村としてどのように評価されているのかお伺いいたします。

○議長（安江健二君）

村民福祉課長 安江真紀子君。

○村民福祉課長（安江真紀子君）

安保議員の質問にお答えします。

神土サロンのカフェ機能がもたらしている集客効果について、村がどのように評価しているかということですが、神土サロンの利用者の多くがカフェの利用者であり、カフェを目的に神土サロンへ集まっているのが現状です。

カフェスペースの存在は、コーヒーなどの提供を通じて、ちょっと話をしてみよう、神土サロンに行けば誰かに会えるという気持ちを後押ししており、孤立感の緩和や日常的来場の動機につながります。また、高齢者だけでなく地域住民と触れ合える機会を提供しており、サロンでの会話を通じて独居の方の健康状態の把握、安否確認といった見守り機能とも連携し、早期の健康異変の把握や孤独死の未然防止といったことにもつながっていると考えます。

これらのことから、カフェ機能を有する神土サロンは単なる居場所の提供にとどまらず、地域の社交機能を強化し、介護予防、生活支援の基盤強化につながる役割を果たしていると考えます。以上でございます。

〔2番議員挙手〕

○議長（安江健二君）

2番 安保泰男君。

○2番（安保泰男君）

サロンの利用状況については、これまで主に利用者人数で実績が示されていますけれども、人数のみでは実際の利用の深さや日常的な利用の広がり把握しにくいと考えます。

そこでお伺いしたいのですが、サロンの利用実績について、人数ベースではなく、利用日数や利用率を算出するとどのような傾向にあるのかをお伺いしたいと思います。

○議長（安江健二君）

村民福祉課長 安江真紀子君。

○村民福祉課長（安江真紀子君）

サロンの利用実績を利用日数や利用率で算出するとどのような傾向にあるかという御質問についてですが、令和6年度の実績ですと、神土サロンは営業日数が276日、利用日数276日で100%の利用率です。神土サロンの利用率が高い要因は、カフェ機能があることによると考えられます。カフェを除く一般のみの利用日数は222日で80%の利用率でした。利用者は主にシニアクラブなどの団体です。

次に、五加サロンは営業日数276日に対して利用日数が213日、77%の利用率でした。五加サロンの利用者も主にシニアクラブなどの団体です。以上でございます。

〔2番議員挙手〕

○議長（安江健二君）

2番 安保泰男君。

○2番（安保泰男君）

ありがとうございます。いずれも高数字な利用率ということで、それが把握できたということはありがたいと思います。

それでは次に、神土地区の成果を踏まえて、仮に五加地区にカフェ機能を導入する場合、地区の実情、既存設備との調整、運営人材の確保など幾つかの課題が想定されますが、そこで導入に当たって村としての課題対策が考えられるのかをお伺いしたいと思います。

○議長（安江健二君）

村民福祉課長 安江真紀子君。

○村民福祉課長（安江真紀子君）

御質問にお答えします。

仮に五加地区にカフェ機能を導入する場合の課題対策について、幾つか考えられます。

初めに、五加地区の既存施設の状況、地域の要望、財政的な影響などを多角的に分析する必要があります。

次に、既存の五加サロンを利用する場合、保健所の許可が必要であり、食品衛生責任者の設置や基準を満たすための施設改修、運営スタッフの確保が必要となると考えられます。以上でございます。

〔2番議員挙手〕

○議長（安江健二君）

2番 安保泰男君。

○2番（安保泰男君）

カフェ機能の導入については、今おっしゃられたように店舗衛生法の基準や設置場所の確保、あるいは人材配置など様々な課題があることは理解しております。しかし、神土地区に見られるように、住民が気楽に立ち寄りくつろげる場所があることは地域の活性化や世代交流に大きく寄与するものと考えております。

必ずしも本格的なカフェでなくても、自販機の設置や簡易な休息スペースの工夫など、柔軟で機転の利いた対応策も可能ではないかと思えます。住民がふらっと集える環境づくりにぜひ前向きに取り組んでいただくようお願い申し上げます、それでは次の質問に移らせていただきます。

次に、健康増進への取組として、人生100年時代を迎え高齢化率は年々上昇しております。元気な高齢期を過ごすためには、若年期から自分の健康は自分で守りつくるという健康意識を高めることが重要と言われております。

そこで質問ですが、村の健康生活アンケートでは、サルコペニア、筋肉量低下、ダイエットを兼ねた筋トレへの関心が高い結果が出ています。こうしたニーズを受けて導入した体成分分析機器 *In Body*（インボディ）の導入経緯と利用状況、成果をどのように評価しているのかをお伺いいたします。

○議長（安江健二君）

村民福祉課長 安江真紀子君。

○村民福祉課長（安江真紀子君）

御質問にお答えします。

体成分分析装置 *In Body*（インボディ）の導入経緯、利用状況、成果についてですが、おっしゃるとおり昨年度、中部学院大学と共同で村の健康意識調査を行い、その結果からサルコペニアという身体機能の低下に関して、村では他地区の倍、該当者があるという実態が明らかになりました。筋力の低下は、そのままにしておくと、状態としては杖や手すりが必要になる可能性が高いということになります。こうしたことを防ぎ、生涯歩ける体を目指すためには、早い段階から筋トレを行っていくことが有効であると考えられます。

筋肉量など体の状態には個人差があります。そこで、個人ごとの体の状態を測定するために *In Body* のような体成分分析装置を使い、筋肉量、体脂肪率などを詳しく測定することを考えました。定期的に筋肉量などを測定することで、筋力低下などを防ぐ対策を取ることができます。また、*In Body* で得られた体成分データを健診、保健指導の個別指導計画へ反映させることができれば対象者ごとのフォローアップの質が向上することが考えられます。以上が *In Body* を導入した経緯です。

次に利用状況についてですが、11月末に納品されたばかりでまだ本格的な利用には至っておりません。先日の健康まつりや秋フェスタ会場でデモンストレーション用の *In Body* を使って測定を行い、理学療法士、栄養士などによる結果説明と指導を行いました。測定された方は合計203名、その中でモニターとして登録していただいた方は約100名ありました。

このことから、村民の皆様にも関心を持っていただいた方が多くあり、*In Body* への関心の高さが伺えると考えます。モニターの方には、今年度3月までに第1回の測定を行い、来年度も継続して策定を実施し運動の効果を評価していく予定です。以上でございます。

〔2番議員挙手〕

○議長（安江健二君）

2番 安保泰男君。

○2番（安保泰男君）

御答弁ありがとうございます。

I n B o d yの導入は、村民の健康意識を高め、健康寿命の延伸につなげるための重要なツールであると考えております。しかしながら、せっかく機器を導入しても適切な指導体制や活用の仕組みが整わなければいわゆる宝の持ち腐れ、あるいは仏を作って魂を入れずというような状況になりかねません。

そこで改めて伺いたいと思いますが、I n B o d yを効果的に生かすための指導員体制、具体的には理学療法士や保健師による測定後のフォロー、継続的な運動指導、サロンや地域事業との連動など今後どのように体制を整えていくのか、より実効性のある運用のために、踏み込んだ方向をお伺いしたいと思います。

○議長（安江健二君）

村民福祉課長 安江真紀子君。

○村民福祉課長（安江真紀子君）

御質問にお答えします。

まずI n B o d yを効果的に活用しての指導員体制ですが、先ほど今年の事業経過を説明したように、モニター登録した方へは来年の1月からI n B o d y測定を開始し、その測定結果を基に理学療法士や保健師、栄養士などによる指導を行います。登録者には、個別に与えられたメニューが継続的に実施されるよう3か月から4か月に1回チェックを行い、随時指導を行っていくことで年間を通じて効果の現れることを期待しています。

次に、今後の体制になりますが、I n B o d yは現在保健福祉センターに設置しており、今年度はモニター登録者を中心に活用していくことを考えていますが、I n B o d yの分析結果を基に理学療法士など専門職の指導により確実な効果が得られれば、新しい事業の展開などを視野に入れていきたいと考えます。

その上で、効果を得るために付随する筋トレなどの機器を研究し、他の事業との連携を図ってきたいと考えます。議員御指摘のように、宝の持ち腐れにならないよう、村民の健康寿命の延伸に向けて取り組んでいきたいと考えます。以上でございます。

〔2番議員挙手〕

○議長（安江健二君）

2番 安保泰男君。

○2番（安保泰男君）

ありがとうございます。

先ほどの答弁の中からでも、203名のうち100名の方が、50%近い方がモニター登録されているということですが、モニター以外の方も含めまして、より一層この事業を進めていただきたいというふうにお願いしまして、次の質問に移らさせていただきます。

2つ目に、近年、全国の自治体で世代交流や認知機能の維持向上を目的として、eスポーツを地域活動に取り入れる例が増えてきております。

ゲームといいましても、反射神経や判断力を使うだけでなく、コミュニケーションや協力プレーが生まれ高齢者の脳活や若い世代との交流のきっかけづくりとして効果があると言われております。サロンに脳活、世代交流を兼ねたeスポーツ機材を試験的に導入する考えはあるのか。また、導入に当たって想定される課題や他自治体の先行事例などをどのように評価しているのか、村の見解をお伺いいたします。

○議長（安江健二君）

村民福祉課長 安江真紀子君。

○村民福祉課長（安江真紀子君）

まずeスポーツ機材を試験的に導入する考えはあるのかという御質問についてですが、村として、今のところは予定はございません。

その上でお答えしますが、導入に当たって想定される課題については、導入経費、運用体制の整備、維持管理に関する費用の課題があると考えます。

次に、他自治体の先行事例をどのように評価しているのかという御質問については、脳の活性化や世代交流を促進する上での有効性を示す実践例が多く、利用者の交流機会の増加、孤立感の緩和といった成果を上げているケースが多くあることを承知しております。以上でございます。

〔2番議員挙手〕

○議長（安江健二君）

2番 安保泰男君。

○2番（安保泰男君）

ただいまの御答弁、導入しない理由ですね、理解をいたしておりますけれども、その上で村の未来づくりという観点から、eスポーツという新しい分野について、村の若者施策、地域活性化という長い視点に立ったときeスポーツを選択肢の一つとして継続的に検討していくお考えがあるのか、改めてお伺いいたします。

○議長（安江健二君）

村民福祉課長 安江真紀子君。

○村民福祉課長（安江真紀子君）

eスポーツを継続的に検討していく考えはあるのかという御質問ですが、これについては今後も先行事例を参考に情報収集に努め、費用対効果の面や真のニーズがあるかどうかを見極めていく必要があると考えております。以上でございます。

〔2番議員挙手〕

○議長（安江健二君）

2番 安保泰男君。

○2番（安保泰男君）

e スポーツの導入について、前向きな御検討をお願いしまして、次の質問に移らせていただきます。

近年、健康志向の高まりからダイエットジムや筋力トレーニングジムが非常に人気を集めております。本村でも、隣接する市町へのジムへ通う方が年々増えていると伺っております。これは住民の健康意識が確実に高まっている一方で、村内に気軽に通えるトレーニング環境が不足しているという現状の表れでもあります。この流れを村の活力づくりに取り組むことができれば、健康寿命の延伸、若年層の村内回帰、高齢者のフレイル予防など様々な効果が認められるのではないかと考えます。そこで伺います。

健康増進に向けて、運動指導をどのように進めていくのか、第6次総合計画にありました健康づくりトレーニングジム（仮称）構想を、世代交流を図りながら健康増進を進める複合的な拠点として既存のサロンと組み合わせて整備、活用する考えがあるのか、村の見解をお伺いいたします。

○議長（安江健二君）

村民福祉課長 安江真紀子君。

○村民福祉課長（安江真紀子君）

御質問にお答えします。

第6次総合計画にある健康づくりトレーニングジムの構想についてですが、今後、検証を重ねまして総合計画の単年度ごとの見直しの時期に検証してまいります。以上でございます。

〔2番議員挙手〕

○議長（安江健二君）

2番 安保泰男君。

○2番（安保泰男君）

ありがとうございます。検証のほど、また進めていただきたいと思います。

以上、サロン活用と健康増進に関する質問をさせていただきました。本村は人口規模こそ小さいものの、だからこそ住民一人一人のつながりや若い世代から高齢者までが支え合う仕組みづくりがこれまで以上に重要になってまいります。

サロン機能の充実や健康づくりの取組は、単に施設や機材を整えるのではなく、村民の皆さんが気楽に集まり学び合い穏やかに暮らせる地域の力を育てる施設でもあります。行政の皆様には、現場の声を丁重に拾い上げ、ぜひ実効性のある形で施策を前へと進めていただくことを期待するとともに、必要な議論と協力は惜しまない所存です。

今後の村づくりの発展につながることを強く願いまして、私の質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

○議長（安江健二君）

それでは、ここで暫時休憩に入ります。

午前10時50分 休憩

○議長（安江健二君）

それでは、ただいまより再開をいたします。

一般質問、6番 桂川一喜君。

〔6番 桂川一喜君 一般質問〕

○6番（桂川一喜君）

ただいまより一括方式にて、東白川村国保診療所の経営状況についての質問を始めます。

東白川村国保診療所は、特別会計として一般の会計とは別に考えられている村にとって非常に重要な会計の一つです。

この4月から所長も替わり、新たな体制で診療所が経営されています。監査をさせていただきました1年間の間に、診療所経営についての報告は監査の最も重要な課題の一つでもありました。課題解決への様々な提言が行われ、その結果の報告を受けることなく監査の任期を終えました。

そこで、今回の一般質問では、監査で報告されていた経営改善への提言の結果を村民の皆さんと共に伺う機会にしたいと思いました。一括方式にて質問することにいたしましたので、必要な項目を全て列記する形で質問したいと思います。

まず診療所への通院方法として、新たに変更になったつちのこバスの運用によって経営が改善すると提言された点についてのお答え。スタッフの意識改善を行うことによって経営が改善されるであろうという見込み可能性についてのお答え。所長が替わりました。替われれば経営が改善するかもしれないという可能性について、以上の3点についての結果、経営改善についての報告のほうをよろしくお願ひしたいと思います。

○議長（安江健二君）

国保診療所事務局長 若井純君。

○診療所事務局長（若井 純君）

それでは、桂川議員の質問にお答えをします。

初めに、つちのこバスと経営改善についてです。

予約も料金もなく、誰もが利用できるつちのこバスは5つの路線全てが診療所に行き着くようになっていて、午前中に2時間、診療所に滞在できるようダイヤが構成されています。

総務課の集計によりますと、今年4月から10月までの間に診療所バス停から乗車した人は267人です。開所時間の8時30分以降に絞り込むと256人で、1月に延べ36人ほどの利用があることとなります。利用されているのは、高齢で自動車の運転をされない方がほとんどです。車の運転という点では、これからの時期、雪道の運転を自分ではなく、つちのこバスに委ねることも一案です。多くの方が抱える冬場の不安を解消する策が既にある状態と言えます。1人でも多くの方に診療所を利用していただけるよう周知することも検討しています。

続いて、職員の意識改善についてです。

取組の一つとして、地域医療アドバイザーの活用を始めています。アドバイザーには名古屋掖済

会病院の院長先生にお願いをしています。受入れを断らない救急病院を实践する院長先生の考え方や助言を取り込んでいくというものです。準備段階として、当診療所の全職員がこの病院を記録したドキュメント映像を見終わったところで、今後、先生をお招きして講話を聞く場を設けるよう調整しているところです。

また、考え方の整理も必要です。社会情勢の変化とともに現代の人の価値観は変わっています。病気になったとき、どこを受診するかは選ぶ時代であり、選んでもらえる診療所になる必要があります。なぜ選ばれるかよりも、なぜ診療所を利用しないかという視点で職員自らが聞き取る独自調査を行っているところです。情報を得るだけではなく、顔を合わせて声を集める過程が職員一人一人の意識改革に影響すると見込んでいます。

3つ目の所長についてです。

この4月から自治医科大学卒業医師の佐藤千成先生を所長に迎えています。柔らかな印象で、人柄もよく、患者さんからも大変評判がよいです。時代に合った感覚で、診療所の運営に意見をいただくこともありますし、地域の人と触れる行事では、村民の傾向を踏まえた内容で講演するなど地域に溶け込む努力をされています。

そして、自治医科大学卒業医師の派遣については、来年度も1人の派遣が決定しています。引き続き佐藤先生であることを期待し、御本人にもお願いをしているところです。

また、経営改善の点では、所長を含む診療所幹部と村長、副村長による運営会議を新設し、医療以外のことに村の意見を取り入れる体制を取っています。今まさに新年度の体制について準備を進めているところです。以上です。

〔6番議員挙手〕

○議長（安江健二君）

6番 桂川一喜君。

○6番（桂川一喜君）

ありがとうございました。

3つ同時にお答えいただきましたので、それぞれについて再質問をしたいと思います。

まずつちのこバスですけれども、この数字が多いか少ないかということは、本当なら数字で経営が上向いたかどうかまでの検討が必要だと思えますけれども、これにつきましては実は監査をやらせていただいた1年の間にも、なかなか簡単に右に上がっていくわけではないという説明、当然効果が出るのも時間とともにということは伺っています。これが1年という時間が長いか短いかにつきましてもいろんな考え方があろうかと思えます。

ただ1点、ちょっと気になった点がありまして、やはりつちのこバスの利点として上げられていた、まずお金がかからない点、ここはもちろん利用度が上がることにっては利点だと思います。予約が要らないということを利用して上げられました。実はこれはその逆で、利用者からすると、自分の時間に合わせてもらえない。要は自分がバスのほうの時間に合わせなきゃいけないというのが、予約が要らないという言葉の裏側にある方向であります。

つちのこバスが運用される前までは、病院にかかりたいということを役場のほうに通知しますと、それに合わせて来ていただける。これは逆に言うと予約をしなきゃいけないということです。先ほどの事務局長のお答えですと、予約がしなくていいと言われました。でも、住民からすると、予約をすることによって安心してかかれる、そして自分の時間に合わせていただける。そして、現場の声からすると、家の中で待っていても呼んでいただける。今のやり方ですと、外で待っていないと乗れない。必ず路線上にいないと乗れないという、逆に予約制ではないことのデメリットというのが住民のほうからも聞かれておりますので、これにつきましては事務局長から現状報告ではなくて、後ほど経営者である、もしかしたら村長のお答えをいただかなくてはいけないと思いますので、それはよろしくお願ひしたいと思います。

次に、意識改革の点で、非常に現状、今後意識改革をすることによって経営が上向くであろう。まだまだ具体的な点までは実行できていないけど、今後それをやっていくための手だてができていくということはよく伝わってきました。これにつきまして、大まかに見たときにはそれで構わないと思っていますし、それでよかろうと思っています。

ただ、今回の質問の中で、実は趣旨の中にあつた経営という言葉をもう一度皆さんと共に考えさせていたきたいと思っています。

一般的に、経営というのは物と金と人を動かすことだと言われております。今回ですと、人をという点で2個目の質問、意識改革というのを述べさせていただきましたが、人と物と金を動かすということと利潤追求するというのは、お金という言葉が絡んでいるのでまるでイコールのように語られることが多いかと思ひますけれども、経営というのは必ず利潤追求するだけが目的ではなくて、多くの企業が企業理念をより実行していくと、そういう点におきまして東白川が村営で持っている診療所というのは、必ずしも利益、損得だけで語るのではなくて、例えば住民の健康、保健を維持するというようなことは多分ずっと述べられております。それと同時に、よく村長が言われる雇用の場所をつくりたいというところの一つに、特に専門家である医療スタッフであるとか介護スタッフ、そして保健スタッフも含めまして専門家を集めたい。集めるということが一つの企業理念の中にあつてしかるべきではないかということは、今全国で医療、福祉のスタッフがいなくて困っているところが多い。そして患者がいる、お客さんがいるのにもかかわらず経営が途中で止まってしまう中には、スタッフが十分集まらないという点があろうかと思ひます。

そこで、今回の意識改革によって利潤追求のほうに向かうということについては一定の理解は示しますが、先ほど事務局長から説明があつた中のちょっと気になる点がありまして、現場のスタッフは医療の専門家です。いろんな勉強をしてきました。それを何か、あんたら足りないよと言っているようなメッセージが発声されているような気がします。外部からの講師をお招きして勉強しましょうという姿勢自体は間違っていないと思ひますが、現場のスタッフは現場で専門家としてずっとやってきてみえます。そのスタッフが、再度自らの力で経営を改善していくという方向性が生まれますと、実は最初のうちは経営、利潤追求については、ひょっとしたら直接答えは出ないかもしれません。でも、医療スタッフに現場を任せ、今後医療スタッフが集まりやすい医療機関をつく

ろうと思ったら、保健のスタッフが集まりたい村、それから介護のスタッフが集まりたい村を目指すときには、目前の利潤ではなくて、まず働きがいのある職場であるというのをぜひ目指していただきたいという気持ちも含めまして、先ほどの事務局長の答弁に対して1点だけ疑問を呈するとなりましたら、外部から指導者を呼ぶというようなやり方では逆に内部で働いている人たちが何か自分たちが信用されていない、自分たちの専門的な知識をもっと生かしたいと思ったときの働きがいにひょっとしたらブレーキがかかるんじゃないかという点が気になった点です。

これも多分、このレベルですと村長が答えていただかないといけないかと思しますので、お答えをいただきたいと思います。

今度、所長の1点につきまして、今回来られた所長が評判がいいというのはよく聞いておりますし、お人柄も国保の協議会を通じまして直接先生ともお仕事をさせていただきましたけれども、なるほど人当たりもよくて評判がいい。じゃあ先ほどの話しじゃないですけど、こんなすてきなお医者さんを今後村に次々呼ぶ、もしくは来年も来ていただけるんじゃないかという事務局長の言葉もあったように、なるべく村で引き止めておきたいとなると、今度は逆の視点から考えますと、その所長が働きやすい病院にぜひともしていただきたいという願いの中で、先ほどの答弁の中にはありませんでしたけど、元来、カルテの扱い方を電子カルテにすべきできないかという国全体の動きとともに、新しい所長がもしかしたら電子カルテの導入を提案されていたんじゃないかということをちょっと耳に挟んでおります。

これにつきましては、財政の問題があつてなかなか導入できない。それから、実は電子カルテと一言でいっても、必ずしもAさんが導入した電子カルテが次のBさんにとって使い勝手がいいわけじゃないということも実は調べて分かっております。その点を含めまして、もし新所長がカルテについて何かの言及をなされているんだとしましたら、これは本当に財源を大きく伴う話だと思いますので、ぜひとも村長のお口からそのお答えもいただきたいと思います。

以上で再質問のほうを終わりたいと思います。よろしくお願いします。

○議長（安江健二君）

村長 今井俊郎君。

○村長（今井俊郎君）

答弁、村長にということでしたので私のほうからお答えしますが、まず1つ、これは私の感覚ですが、これだけのボリュームの質問を一括方式でされると考えがまとまって上手に答えられないような気もせんでもないので、1つずつ論点を正確にお示しいただいてお答えしたいなあと思ったのが正直な気持ちですので、今後よろしくお願ひしたいと思います。

ということで、まずつちのこバスの予約云々についての御質問というか御意見がございました。

ちょっと議論がずれていると私は思いました。つちのこバスは予約が必要だから変えて、前のように自分の患者さんが好きなときに来ていただいて送ってもらえるのが一番いいだろうというふうなことをおっしゃったと思いましたが、診療所は今も予約制で定期診察をやっておりますので、その患者様の予約に合わせて利用できるバスを多分選んで来ておっていただく。このつちのこバス

の予約制の議論と診療所の予約制の問題は、ちょっと話しがずれているのではないのかなと思って聞いておりました。

つちのこバスを予約制にせずに、いつでも誰でもダイヤに従ってというのは、これはそのときの議論で、そのほうがこれからのコスト、あるいは村民の利便性、そういうことを考えて導入したことでございまして、診療所のことを考えてやったわけでもないことは御理解いただけると思いますが、議員がおっしゃった村民がかえって不便になったというように聞こえたところは、私はそのようには考えておりません。将来のために、絶対必要な制度としてつちのこバスを運営しております。村民の皆さんも御協力をいただいて、活用して診療所へ来ていただける、これが大事かなというふうに思っております。

2つ目、職員の意識の問題の御質問がございました。

事務局長の答弁は、何も職員あなた方が悪いから患者さんが減っているよと言ったつもりは全然ございません。私もそう思っております。ただ足りないところもあるということも事実ですので、意識改革が必要ですよというお答えをしたと思います。

一生懸命頑張っていることを否定していることは全然ございません。ただやり方だとか、それから一つ一つの対応だとか、今まで患者様、村民の皆様方から診療所に対して、こういうことはどうなのという質問をいただいたことは数々ありますので、そういったことを1つずつ丁寧に検証しながら職員の皆さんの意識改革をしていくと、そういうことを申し上げたつもりであって、決して働きがいのない職場ではないとも思います。

ただスタッフの問題は、確かに全国的には医療スタッフが都市との偏在というのもあったりして非常に厳しい状況ではあると思いますが、現時点ではうまく補充ができておって、病院時代の看護師さんの数から徐々に徐々にソフトランディングしながら診療規模に合った人数に合わせていくという作業をずうっとやってきておまして、定年を迎えた後の対応とかいろいろのことを考えながら現在のスタッフを雇用していております。

ただ今後の経営改善に向けては、特に老健の利用者が平均で16床に対して10人、これは地域ニーズにこれからどう合わせていくべきかという課題を考えておりますので、当時、移転したときの16床というのは結構利用数があったわけですが、家庭の介護力の問題とか、それから地域の実情とか、いろんなことで少しずつ地域ニーズにずれてきているという実感を持っておりますので、これをどういう運営体制にするかについては今議論を始めているところであります。

それによって勤務体制の変化だとか、あるいは職員の意識の改革も必要だと、このように考えておまして、何もあなたたちが駄目だから外部から偉い先生を呼んできて勉強しなさいよと言っているわけではなくて、皆様方のおっしゃるとおり、スタッフも頑張っているけどなかなか地域のニーズに合っていないので、どこが足りないのかを一緒に考えましょうよというところを意識改革という表現でしておりますので、ぜひとも御理解をいただきたい。

もう一つ、診療所のある存在価値は、患者数は減ってきて、開業医さんがいないこの東白川村にあって保健指導であったり医療指導であったり、あるいはワクチン、インフルエンザ、コロナ、

こういったワクチン、带状疱疹のワクチン、こういったことを接種するのに一々村外へ行って、あるいは村外の先生を頼んできてやらなきゃいけないような状況を回避するために、幾らかの赤字といますか損失を補填しながら運営しているところは、十分議員の皆様方も御理解いただいておりますことだと思いますし、村民の皆様も御理解をいただいていると思います。

特に、今まであったコロナ禍については、診療所があったことに対してどれだけ村民の皆さんに役に立ったかというのを私は自信を持っていつも思っておりますので、これからの診療所の在り方については、やはり時代に合った経営方針、あるいは運営方針等々を考えていく必要があると、そのようには考えてございますので、今後とも議論を進めていきたいというふうに思っております。

3つ目は新しい所長さんが電子カルテ導入について御意見がなかったかという御質問やったと思いますが、ありました。運営会議の中で、やっぱり紙ベースでずうっと1人の患者で、私のカルテを見てもこのぐらいの厚さになっておりますけど、これを全部その前の先生の意見やら何やら見ていくのは大変だからというようなこともあり、電子カルテにしたいなあという御意見は伺いました。

議員先ほど御指摘があったとおりのこともございますので、あるいはこれからどの病院と、中核病院あるいは救急をやっていただく病院との情報共有をいかにしていくかという観点も必要ですので、この電子カルテ導入については将来の課題として慎重に考えていかなあかんと思っておりますし、DX化ということもあって国もこのことについての補助制度はメニューを既に用意しておりますので、東白川村の診療所にとって一番いい形での電子カルテの導入をこれからも考えていきたいと思っております。

自治医科大学卒業医師の受入市町村会議というのがございまして、この間もいろんな先生方とお話をしたときに、やはり慎重にやるべきやというアドバイスをいただきました。簡単に導入してしまうと、なかなかコストの問題でこれを次のやつに変えるということも大変なことになるので、よくよく医療従事者、そして連携の医療機関ともよく相談しながらやるべきだというアドバイスを後藤先生という、正確にちょっと言えませんが、よく御存じの自治医科大学の卒業している先生にアドバイスをいただいたというところでございますが、医療電子カルテの導入は今後のことでございますし、それからいわゆる遠隔診療ということも、これからはDX時代に今話題として、テーマとしては浮き上がってきていますので、診療所の近代化、DX化ということについてもこれからは計画をしていく必要があろうかなという観点であります。

答弁が足りない部分はまた御質問をいただきたいと思っております。

〔6番議員挙手〕

○議長（安江健二君）

6番 桂川一喜君。

○6番（桂川一喜君）

一問一答式にすればよかったかなあという点ですけれども、どうしても一問一答方式になりますと1個1個の議論に熱くなり過ぎて時間が足りなかつたりするということと、自分の中でもちょっとまとめながら再質問したかったというこちら側の事情もありまして、ちょっと村長にはお手間を

取らせたことをおわび申し上げます。

再々質問ですので最後の質問になろうかと思えます。

まず先ほどの公共交通と診療所についてですけれども、実は公共交通の組立ての中に、診療所を発着するという、これはうちの診療所が一番、ほかの他病院よりも利用しやすくなるだろうという思いがあるということを最初の公共交通の設定で伺ってしまっていて、逆に今のやり方は他の病院にかかるときに非常に不便になってしまったという声も聞かれています。

今日の質問は、診療所の経営についての話ですので、診療所については本当に売上に貢献すべきであろうというダイヤ設定になっていたということも実は知っています。ただ、それがうまくまだ反映していないのかなあというところで、まだ改良の余地があるかと思えますので、今後の課題ということで、もし村長もおっしゃりたいことがあればそのお答えのほうで述べていただければ結構だと思います。

そして、先ほどの現場のスタッフを信用しているかどうかということは、あくまでも事務局長の答弁をそのままストレートに解釈した場合の話でありまして、村長の思いというのは日頃から実はよく分かっているつもりではあります。ただそれが本当に現場のスタッフに伝わっているのかどうか。いつも僕は村長の発せられるメッセージというのは現場に伝わっていないんじゃないですかと言っておるのは、毎回その疑問点であって、思いと現場がずれていないか。特に今村長さんは3期務め終える最後の年になっておりますけれども、村長になられるときには、対話を大事にする、対話を大事にするとおっしゃっていて、住民とも対話を大事にする、それと職員とも対話を大事にするということをととても大事にしておられました。

先ほどの答弁の内容というのは、実は僕のほうにお答えいただくよりは本当に現場のスタッフの前で直接、間に人を介せず話するような機会があったのかどうかということを知らずにしゃべっていますので、もしそういうことをお伝えしてみえるんでしたら何も申すことはございませんし、もし今の村長の思いが直接現場の人との対話として伝わっていないのでしたら、ぜひとも今後直接村長の思いをスタッフに伝えてあげること、何とこの村は医療スタッフ、保健スタッフ、介護スタッフに優しい村なんだろうというメッセージが伝わるんじゃないかという余計なことを、できていますかという質問、もしできていなかったらぜひやっていただきたいというような質問を再々質問に加えたいと思います。

それで最後の所長の特に電子カルテの1点について、もう一度議論をしたいですけど、さっきの文字の話、何十年と1人の所長の方がやってみえたので、カルテには1人のお医者さんの文字が記されています。これを電子化すると、逆に見通しが悪くなってしまいます。だから前の所長さんは電子カルテには反対されていたということを本人から聞いています。

ただし、これからは1年、2年、3年で所長が替わっていくとしたら、文字の大量なやつというのはほとんどデータとしては見返すことができないような資料になってしまいますので、ぜひとも見通しのいい資料のカルテにしてほしいというのが現所長からも村長のほうに言葉があったというのは分かりました。

となると、今度、先ほど村長が2個目で言っていました、実はお金はかかってもこの村に病院があるのが大切だとおっしゃって見えませんでしたので、先ほど慎重にしたいというお言葉はまさにそのとおりです。高いものを導入して維持経費がかかってははいけません、お金はかかってもその所長さんの思いが受けれるような電子カルテの方向については、ぜひとも今後積極的に研究していただきたいという思いを最後に質問に重ねて、再々質問を終えたいと思います。よろしくお願います。

○議長（安江健二君）

村長 今井俊郎君。

○村長（今井俊郎君）

職員に対して、自分の思いが伝わっているかという御質問がありました。

私は4月からいいますと年度初めの始業式、これは診療所へ行って、全職員を集められるといいんですけど、当直、当直明け、そういったことがあって全職員は集まりませんが、幹部職員は必ず出席をする立場の中で今年度の方針はこうだよと、こういうところを頑張ってくださいというような話をさせていただいております。あとは、この後年末年始になりますと、年末にまたそういった形で職員に集まっていただいて年末年始に訓辞をしてみたいです。

あとは先ほど局長が答弁したように、今年から運営会議というのを私が出席できる日にちにやることにして、これは全員集めるわけにはいきませんので、所長を含め幹部職員と議論をしていくという形で自分の思いを伝えております。

もっとほかに方法があるんじゃないかという御意見はあろうかなとは思いますが、それ以外は各職員のいわゆる勤務評定だとか、あるいは目標管理だとか、こういうところは人事評価制度の中で事務局長、そして副村長が、あるいは総務課長が職掌によって面談をして管理しておっていただきますので、その折には村長の意向を伝えながらやっておってくれると信じておりますので、これ以上のことは私としてはなかなかできづらいなあという感覚であり、御意見として伺っておきますが、何か質問があったたびに走って行って、おいこんなことどうなっておるんやというような状況ではない。大人の世界での管理ができていかなあというふうに思っております。

もう一つ、つちのこバスのことを先に言わないかんかったですけど、最初の頃は、病院時代、診療所時代も通院支援バスということで、通院をメインに考えた車両を運行しておりました。その後、紆余曲折があって現在の形になっております。

どうしても通院、あるいは中間で迎えに行かなきゃいけないというような状況のときは、今でも御相談があったところで保健サイドと診療所と連携し、あるいは社会福祉協議会と連携しながらそういった対応もさせていただいておりますので、先ほども言いましたように、皆さんが公共で公平なサービスを受けられるためにはつちのこバスの在り方が今一番いいということで運行しておりますので、御理解をいただきたいと思います。

次に、電子カルテのことですが、今まだ当診療所は主治医制を取っておりまして、北川医師はずうっと北川医師の患者さんのカルテを自分で書いてためております。ただ、自治医科大学

を主治医にした患者様は、2年、1年、あるいは3年で替わっていますので、いろんな先生のカルテが積み重なっているという状況でございます。

この後のことはまだ推測を出ませんが、北川医師も契約的に何年までやっておるとか、そういうことではございませんので、いろんな事情があつてこれから交替されるときもあるかと思ひますので、普遍的な電子カルテの導入はその時期に間に合うようにするべきかなあというふうに思ひますし、自治医科大学の派遣医師については、これはどうしようもなく県の人事で交替する場合は当然予想されますので、そういう意味で自治医科大学の先生方と研究し合ひていただいて、そのカルテの共通性といひますか、普遍性を担保しながらの電子カルテの導入を研究してまいりたい、このように考へております。以上でございます。

〔6番議員挙手〕

○議長（安江健二君）

6番 桂川一喜君。

○6番（桂川一喜君）

当初の質問の目的であつた村長の思ひを住民と共有するという目的、本当にありがとうございます。

これをもちまして今回の一般質問を終えたいと思ひます。ありがとうございます。

○議長（安江健二君）

続きまして、1番 安江真治君。

〔1番 安江真治君 一般質問〕

○1番（安江真治君）

久しぶりに質問に立ちまして、少し緊張しておりますがよろしくお願ひいたします。

それでは、県道越原付知線の整備についてということで質問します。

7月8日に発生しました豪雨により、道路、河川、農地等数多くの被害が発生しました。中でも県道越原付知線は陰地地内で道路下部が流失し、通行不能となりました。これによる通行止めは既に5か月を超え冬場を迎え、急勾配で急カーブが続く迂回路の通行を心配する声が多く上がっております。

まず初めに、越原付知線の復旧工事について質問をします。復旧工事はいつから始まっていつ終わる見通しでしょうか。

○議長（安江健二君）

産業建設課、辻課長。

○産業建設課課長（辻 普稔君）

安江真治議員の質問にお答えします。

県道越原付知線災害復旧工事の時期について申し上げます。

復旧工事の事業主体である可茂土木事務所へ確認を行った結果、本年11月下旬に契約締結、来年5月下旬の完成の予定でございます。受注業者が決定しましたら、地元関係者への説明を行い施工

を進める計画です。悪天候や資機材の供給状況により前後する場合がございますが、現時点では早期復旧を最優先に進めており、現地状況を踏まえつつ着実に工事を進めてまいります。

また、村民の皆様への情報伝達につきましては、7月豪雨災害の工事状況を12月15日に自治会長配付でお知らせする予定でございます。透明性の確保と地域理解の促進を図るため、引き続き適宜適切な情報発信に努めてまいります。以上でございます。

〔1 番議員挙手〕

○議長（安江健二君）

1 番 安江真治君。

○1 番（安江真治君）

まだ復旧工事は始まらないということで、ちょっと遅いかなという正直な感想はありますが、これ県の都合ということで理解します。

工事の完成が来年の5月下旬ということで、これ年度をまたいでいきますけれども、年度途中で予算の都合で工事が一時中断とか、そういったことにはならないかをちょっとお伺いしたいと思います。

○議長（安江健二君）

産業建設課、辻課長。

○産業建設課課長（辻 普稔君）

今の御質問でございますが、公共災害で復旧いたしますので、予算が途中でなくなって止まるということはありません。以上でございます。

〔1 番議員挙手〕

○議長（安江健二君）

1 番 安江真治君。

○1 番（安江真治君）

分かりました。

それでは、この工事の内容とか概要を少しお伺いしたいと思うんですけど、この工事によって道路の幅、今よりちょっと1メートル、2メートル広がるとか、あるいはガードレール、今ブロックの上に設置してあるんですけど、これ道路から独立で立つような感じで設置されるのか、この辺の完成の予想図みたいなものをちょっとお話してください。

○議長（安江健二君）

産業建設課課長 辻課長。

○産業建設課課長（辻 普稔君）

復旧工事によって道路が広がるのかとの御質問でございますが、被災箇所を原形に復旧することを目的としておるため道路の拡幅は行いません。現道幅を維持、確保しつつ、交通安全性の向上を図る点から、ガードレールの設置を含む安全対策を講じる予定です。以上でございます。

〔1 番議員挙手〕

○議長（安江健二君）

1 番 安江真治君。

○1 番（安江真治君）

原状復旧ということで、2か所の工事になると思います。それで現在、さっき言いましたガードレールが一部ブロックが置かれて、そこに設置されているということで、正直にいうとちょっとじゃまくさいというものなので、この際何とかできるだけ川側に寄せてガードレールを設置してもらいたいと思うんですけど、そういった要望なんかは可能でしょうか。

○議長（安江健二君）

産業建設課、辻課長。

○産業建設課課長（辻 普稔君）

今の御質問ですが、ブロックタイプのガードレールではなく、今度は一体型のブロック積みからの立ち上げのガードレールになりますので、気持ち道幅が広がるような感じになろうかと思うんですけど、一応そんな計画でおるそうでございます。以上でございます。

〔1 番議員挙手〕

○議長（安江健二君）

1 番 安江真治君。

○1 番（安江真治君）

ありがとうございます。

それでは、今度は来年の5月下旬ということで、まだ半年迂回路を利用するということになるわけですが、先ほども言いましたけど、この迂回路の村道ですが非常に急勾配で急カーブが連続する。先週も雪が降りましたけれども、あそこも全く日中日の当たらないような状況で、いよいよ冬本番になってきて凍結、それから積雪というのが起こると思うんですけど、この辺りの安全対策はどのようになるのかお伺いします。

○議長（安江健二君）

産業建設課、辻課長。

○産業建設課課長（辻 普稔君）

迂回路の積雪、凍結に備えた安全対策については、冬期の通行確保を最も重要な課題と認識しており、迂回路として使用する村道栃山線の除雪体制を強化するとともに、凍結防止剤の散布を適切に実施します。

また、先日実施した村道除雪会議において業者へ指示を出し、現場での対応を強化しているところでございます。これにより降雪時、凍結時の道路利用者の安全性を高める努力を継続してまいります。以上でございます。

〔1 番議員挙手〕

○議長（安江健二君）

1 番 安江真治君。

○1番（安江真治君）

現状、心配されるのは凍結、積雪で滑って行って道路脇の側溝に落ちるとというのが考えられる一番多いケースかなと思います。なおかつ、現在は鉄板が何枚か道路脇に敷いてあって、これ登れば滑るよねというのは住民の皆さんも必ず言われることです。

できれば側溝にグレーチングなりして蓋をしてもらうのが望ましいんですけども、この鉄板が滑らないような対策とかというのはできないんでしょうか。

○議長（安江健二君）

産業建設課、辻課長。

○産業建設課課長（辻 普稔君）

鉄板の上は薬をまいても凍る可能性がありますので、鉄板の上は砂をまくとかいう対策を業者に指示しております。以上でございます。

〔1番議員挙手〕

○議長（安江健二君）

1番 安江真治君。

○1番（安江真治君）

あとこの迂回路の今の安全対策費用というのは、これ県の予算ですか。

○議長（安江健二君）

産業建設課、辻課長。

○産業建設課課長（辻 普稔君）

除雪対応は村と県とがそれぞれで対応していきたいなと思っています。

鉄板を敷いていただいたのは県の費用でやっていただいております。以上でございます。

〔1番議員挙手〕

○議長（安江健二君）

1番 安江真治君。

○1番（安江真治君）

鉄板以上に、また先ほど言いましたグレーチングとか、できればやってもらいたい。これ県にも要望してもらいたいと思いますし、もし村で予算充ててもらえるのであれば、そちらのほうも使っ
てできるだけそういった安全対策をしていただきたいというふうに思います。

次に、復旧後のこととなりますけれども、県道が復旧された後ですが、今後も大雨、洪水による同様の被害が発生する可能性は低いと。県道の陰地地内は被害箇所と同じように道路の下をすぐ川が流れるような状況になっていますので、今後も大雨によって同じような被害が発生して、県道が長期間通れないというようなことになることも予想されます。

それを踏まえて、今の迂回路、村道栃山線の落石対策、そして今言いましたような側溝を蓋をするとか、そういった今後に備えた対策というのは検討されておりますか、お伺いします。

○議長（安江健二君）

産業建設課、辻課長。

○産業建設課課長（辻 普稔君）

大雨や洪水によって今後も同様な被害が生じる可能性を踏まえ、長期間の通行止めに備えた落石対策や側溝蓋の整備については、岩盤の安定診断を踏まえた必要箇所の対策工を予算の範囲内で計画的に実施していきたいと考えています。

落石対策は、適切な時期に岩盤の安全性を評価した上で、対策箇所を限定的に選定し効果的費用対効果の高い順に実施します。側溝蓋の整備につきましては、蓋が設置できないタイプの側溝が多く全面的な改修には多額の費用が生じることから、現時点で優先度の高い箇所を選定して段階的に検討してまいります。

なお、財源確保と工事の実現性を踏まえて、国、県、村の連携の下、適切な時期に順次実施していく方針でございます。以上でございます。

〔1 番議員挙手〕

○議長（安江健二君）

1 番 安江真治君。

○1 番（安江真治君）

この災害、もしかしたら来年また起こるかもしれないというふうに考えられるんですけども、そうした中で今の村道栃山線の整備というのは緊急性が高いのではないかとこのように思っております。

もちろん毎年、村の予算で一定の村道整備の予算というのは割かれておりますけれども、この中でも優先すべきではないかとこのように思うんですが、その辺りはどのように思われておりますか。

○議長（安江健二君）

産業建設課、辻課長。

○産業建設課課長（辻 普稔君）

県道越原付知線は県道ですので、県のほうに要望活動して引き続き行いたいと思いますし、村の予算は村道の維持管理を対応していきたいと思っております。以上でございます。

〔1 番議員挙手〕

○議長（安江健二君）

1 番 安江真治君。

○1 番（安江真治君）

分かりました。

早期の復旧に努めていただきたいと思いますし、先ほど課長言われましたけれども、工事について地域住民に丁寧な説明をしていただくこと、また迂回路の通行に当たっての注意喚起というものもしっかりと行っていただきたいと思いますというふうに思います。

次に、この県道の中長期的な整備ということで、越原付知線の道路改良、補修工事、安全対策について、村がすべきこと、あるいはできることについて考えていきたいと思っております。

まず道路改良に向けては緊急輸送道路に指定されることが重要であります。緊急輸送道路に指定されれば、将来的に整備が担保されるということです。これが村が率先して行うべきことだと思っております。

ここで質問ですが、緊急輸送道路の指定に重要な要素であるのが越原上ヘリポートであります。このヘリポートについては、県の定める要件を満たしていないというふうに県から回答をいただいておりますが、なぜ、どの部分が県の要件を満たしていないのか、御説明をお願いします。

○議長（安江健二君）

総務課長 伊藤秀人君。

○総務課長（伊藤秀人君）

議員の御質問を受けまして、ヘリポートと緊急離着陸場の違いについてちょっと御説明をさせていただきます。

ヘリポートと緊急離着陸場はいずれもヘリコプターの離着陸を想定した施設ですが、その目的、設計、運用の前提が大きく異なっております。

まずヘリポートは、日常かつ継続的な運営を想定した恒常的な離着陸施設です。航空法、空港法などの法令に基づき、適切な滑走性、安全区域の確保、夜間照明、誘導設備、地上支援体制等の仕組みを整え、定期的な点検整備を経て運用されます。ここには、救急、災害対応だけでなく、民間、公的機関の多様な運営が組み込まれることもあり、周辺環境への影響を見越した防音対策や運用スケジュールの配慮も求められております。

一方で、緊急離着陸場は、災害時や急迫な医療搬送などの緊急事態に備えて限定して設置、活用される暫定的、臨時的な離着陸空間を指すのが一般的です。日常的な運用を前提とせず、必要時の一時的な場所確保と安全確保を優先して設営されております。これには固定的な設備や運用組織が整っていない場合が多く、使用時には臨機応変な運用ルール、それと関係機関との連携が中心となっております。臨時の安全対策が取られる一方、恒常的な整備、教育、訓練の体系化は必須でないケースが多いのが実情でございます。

次に、運用面を比較します。ヘリポートは日常的な離着陸を安定的に支えるための設計要件と継続的な点検、管理の体制を整えることが前提です。緊急離着陸場は災害時の臨時の必要性に対応するため、設置場所の柔軟性、短期間の運用、緊急時の迅速な展開を重視しております。したがって、恒常性、継続的な保守、運用組織の常設といった条件は必ずしも同等ではありません。

目的も異なっております。ヘリポートは日常的、継続的な救急搬送や警察、消防、公共事業など多様な任務に対応できるようふだんから運用体制を整え、地域社会のニーズに対応する基盤として機能しております。一方の緊急離着陸場は、重大災害時や医療緊急時など特定の緊急事態に柔軟に対応するための措置であり、その場の安全確保と機能確保が最優先される場でございます。

このことから、本村の越原上のヘリポート、通称でございますが、緊急離着陸場であり、法に基づいたヘリポートでないことが分かってくると思います。

では、なぜ何が要件を満たしていないのかということでございますが、これにつきましては現在

の緊急離着陸場は面積的に狭いとか、あと横に基幹農道がございますけど、恐らく基幹農道との面と同じ面ぐらいにしてスムーズな救急車等の緊急車両が入れること、それから緊急車両の待避場所が必要になる、そういった面も必要となってきております。

そのことから、要件を満たしていないというものでございます。以上でございます。

〔1 番議員挙手〕

○議長（安江健二君）

1 番 安江真治君。

○1 番（安江真治君）

よく分かりました。

それでは、今言われた要件を満たすように、現状の越原上ヘリポートを整備し直す、あるいはもう少し奥まで行って大明神に新しく造るとか、そういった可能性はありますか。

○議長（安江健二君）

総務課長 伊藤秀人君。

○総務課長（伊藤秀人君）

再整備できないかとの御質問にお答えをします。

公共用ヘリポートとして今告示とされている施設というのは、全国で12か所、また非公共用ヘリポートは各地の警察本部、ドクターヘリの拠点施設など89か所あります。このほかに、消防庁の指導の下、各自治体消防の基準によって、高層ビルの屋上や本村のような場所に設置されるものは緊急離着陸場と呼ばれます。

航空法が適用される公共用ヘリポートを整備するためには、着陸する機体の投影面の全長全幅以上の面積があること、機体の最大離陸重量の3.25倍の地盤厚があること、機体の進入区域を確保することなど様々な基準があります。これらの基準をクリアしないと公共用ヘリポートとはなりません。

ですが、今の緊急離着陸場にも、今さっき面積が狭いだとか進入路の問題、あと緊急車両の待避場所が必要ということも説明をさせていただきましたけど、これらの再整備には用地の確保だとか道路の整備、様々な問題と莫大な金額が必要となりますので、今現在は再整備は考えておりません。以上でございます。

〔1 番議員挙手〕

○議長（安江健二君）

1 番 安江真治君。

○1 番（安江真治君）

はい、分かりました。ヘリポートに関してはなかなか整備は難しいということですが、ヘリポートは緊急輸送道路に指定されるための一つの要因であります。ヘリポートが駄目であるならば、そのほかに何かこの県道越原付知線は緊急輸送道路に指定されるべき要因というのは持っていないのかどうかということをお伺いします。

○議長（安江健二君）

産業建設課、辻課長。

○産業建設課課長（辻 普稔君）

県道越原付知線の緊急輸送道路の指定については、災害発生時の物資輸送、病院搬送などの緊急性が高い道路網の確保が前提となり、緊急輸送道路に指定される要因としては、代替輸送ルートの確保、道路網の連携性、広域の物資輸送機能、避難路、待避所の整備状況などを基に岐阜県緊急輸送道路ネットワーク計画等策定協議会において総合的に評価され、県内の道路を役割から第1次、第2次、第3次に区分して指定されます。

県道越原付知線は第3次緊急輸送道路に区分されるものだと思いますが、その定義は第1次、第2次緊急輸送道路と防災拠点を相互に連絡し、地区内の緊急輸送を担う道路であり、その整備基準は原則、車線数2以上であること、ただし2車線が確保できない区間においては待避所などがあること、待避所などの相互間の距離は300メートル以内を基本とすると定義されており、道路基準が適用されないため要件を満たしていないと言えます。

緊急輸送道路の指定に向けては、可茂土木事務所との行政懇談会などでさらなる道路改良の要望を議員さんからも行っていただけると考えております。以上でございます。

〔1番議員挙手〕

○議長（安江健二君）

1番 安江真治君。

○1番（安江真治君）

分かりました。

県道整備に当たっては、やはりこれ県の事業ですので、県の中でも数ある県道の中で優先順位をつけて整備するわけですが、この優先順位を上げていくためには、やはりこの緊急輸送道路の指定というのが一つの大事な要素であるというふうに思って今質問をしております。

これまでも優先順位を上げるために可茂土木と懇談会などでもいろいろと要望してまいりました。ぜひ今後も課長と協力しながらこの課題に取り組んでいきたいというふうにしております。

それでは、越原付知線ですが、ここ2年修繕工事も行われておらず、修繕工事あるいは道路沿いの樹木の伐採や待避所の整備を要望しておりますが、県では対応されず安全性が心配されています。

一方、村ではここ数年で栃山地内において2箇所の待避所整備を行いました。これにより対向車とのすれ違いは安全性が向上し、待ち時間も短縮しました。また、通学路の安全も大きく改善しました。このように、大きな費用をかけなくても、村ができることで大きな効果を生むことができるというふうに高く評価をしておるところです。

そこで質問ですが、現在栃山地内に2か所、それから越原運動場も可能性を持っておりますので、これも含めて3か所がすぐにでも待避所として整備が可能だと思われれます。この整備の見通しをお聞きします。

○議長（安江健二君）

産業建設課、辻課長。

○産業建設課課長（辻 普稔君）

栃山地内の待避所整備の見通しについては、可茂土木事務所へ確認したところ、新たな舗装修繕、待避所整備の計画はないとの回答でございました。

しかし、待避所は対向車とのすれ違い改善、待機時間の短縮、通学路の安全向上といった効果をもたらします。災害時の安全確保という観点から、待避所整備の必要性は認識しており、地域の実情に即した対策を引き続き県と協議してまいります。

県道越原付知線をはじめとする災害時の道路網整備は、国、県、村が連携して進めるべき重要課題であり、現場の状況と地域ニーズを丁寧に把握し、透明性の高い情報提供を努めていきたいと思っております。

また、先ほども申したとおり、可茂土木事務所との行政懇談会などで引き続き要望活動を議員さんからもしていただけたらと考えております。以上でございます。

〔1番議員挙手〕

○議長（安江健二君）

1番 安江真治君。

○1番（安江真治君）

村の財政が厳しいということ、もちろんよく認識しております。しかしながら、道路の整備というのは地域の安全、それから村民の生命、財産を守る上で非常に重要な要因の一つであるというふうに認識しております。

そこで、国道41号の整備あるいは濃飛横断道の整備促進を訴えておられる村長に、通告していませんが、最後に、こうした道路整備の考えをお答えいただけますか。

○議長（安江健二君）

村長 今井俊郎君。

○村長（今井俊郎君）

今辻課長が答えたとおりの経緯がございまして、緊急輸送道路への適用というのはなかなか難しい。そうしたときに、県の優先度を上げてこの越原付知線を改良してもらうためには何が必要かという議論、国道41号あるいは濃飛横断自動車道というのは国、県を挙げての大きな要望活動になっておりますので、そういった活動を私どもも協力させていただいていますが、県道の下呂白川、あるいは国道256、これについては期成同盟会があったり、あるいは下呂市さん、白川町さん、東白川村、三者で可茂土木あるいは下呂土木に対して要望活動を毎年行っております。恵那蛭川線についても、恵那市さん、白川町さんと一緒になって、中津川市さんも含めて要望活動等も行ったりしております。

ほかの道路についてはこの期成同盟会がないということもございまして、なかなか声が届かないというようなことは懸念するところでございますが、特に村内の県道越原付知線については声を大にしていく必要があると考えてございます。

待避所のことも御指摘がございました。待避所として整備するのは、これは県がやるべきことで、村がやっていくということはなかなか課題が多くて、たまたま用地買収ができたところについてはちょっと歩広めしてあるというだけの認識でございますが、それでも使うときには使い勝手が非常にいいという評価もございますので、そういう場所があったらできる限りの努力はさせていただきますし、何といたっても県がどれだけ予算を持っていただけるかというところが大きな課題でございますので、これから議員の皆さん方とも力を合わせて県道越原付知線の整備についても声を大にしていく必要があると考えてございますので、御協力をまたお願いしたいと思います。以上です。

〔1番議員挙手〕

○議長（安江健二君）

1番 安江真治君。

○1番（安江真治君）

ありがとうございます。認識を共有したというふうに理解しました。

以上で質問を終わります。

○議長（安江健二君）

以上で一般質問を終わります。

暫時休憩に入ります。

午前11時59分 休憩

午後1時01分 再開

○議長（安江健二君）

それでは、ただいまより議会を再開いたします。

◎議案第57号について（提案説明・質疑・討論・採決）

○議長（安江健二君）

日程第6、議案第57号 東白川村常勤の特別職職員の給与に関する条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

本件について、提案理由の説明を求めます。

総務課課長 神戸正紀君。

○総務課課長（神戸正紀君）

議案第57号 東白川村常勤の特別職職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について。東白川村常勤の特別職職員の給与に関する条例の一部を改正する条例を別紙のとおり提出する。令和7年12月10日提出、東白川村長。

新旧対照表は1ページになります。

東白川村常勤の特別職職員の給与に関する条例の一部を改正する条例。

東白川村常勤の特別職職員の給与に関する条例の一部を次のように改正する。

第5条第2項中「100分の230」を「100分の232.5」に改める。

附則、この条例は令和8年4月1日から施行する。以上です。

○議長（安江健二君）

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

[挙手する者なし]

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

[挙手する者なし]

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第57号 東白川村常勤の特別職職員の給与に関する条例の一部を改正する条例についてを採決します。

お諮りします。本件は原案のとおり決定することに御異議はありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

異議なしと認めます。したがって、議案第57号 東白川村常勤の特別職職員の給与に関する条例の一部を改正する条例については、原案のとおり可決をされました。

◎議案第58号について（提案説明・質疑・討論・採決）

○議長（安江健二君）

日程第7、議案第58号 東白川村職員の給与に関する条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

本件についての提案理由の説明を求めます。

総務課課長 神戸正紀君。

○総務課課長（神戸正紀君）

議案第58号 東白川村職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について。東白川村職員の給与に関する条例の一部を改正する条例を別紙のとおり提出する。令和7年12月10日提出、東白川村長。

新旧対照表は3ページからになります。

東白川村職員の給与に関する条例の一部を改正する条例。

第1条と第2条につきましては、11月に行われました全員協議会で説明しておりますので省略させていただきます、附則のみ読み上げます。

附則、この条例は令和8年1月1日から施行する。ただし、第2条の規定は令和8年4月1日か

ら施行する。以上です。

○議長（安江健二君）

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

6番 桂川一喜君。

○6番（桂川一喜君）

この件につきましては、全協等で説明を受けておりましたが、1点だけちょっと質問、疑問点とか、ちょっと村長にお聞きしたいんですけど、以前、第三セクターの経営改善などを行ったときに、いろんなものを手をつける中で、人件費だけはもう最後の最後だと言われていたのを覚えていまして、それと同じように今回、特別職であったり、例えば一緒に村を経営側に回っているであろう議員とか、そういう人が村の経営状態に対して一定の責任を負うというのは当然だと思っています。

ただし、今回の話は、財政が厳しいからといって通常の労働者に当たる一般職員の給与に手をつけられたのはどういうことかということ、4月に遡らずに1月からということが多分お決めになられたということなんです。これについて、一方的に決めたということなのか、ある程度職員の方との間に1つのすり合わせをできたか。そして、もしくは職員の方にどうやってこのことを説得していただいていたのかということ、もしお聞かせ願えればと思います。

○議長（安江健二君）

村長 今井俊郎君。

○村長（今井俊郎君）

お答えします。

4月1日から遡るか否かについては、この議会で提案させてもらう補正予算、このヒアリングを行う前に全体の財政状況を確認させていただきました。そして、この人事院勧告の総額の費用というものが一体幾らになるか計算をさせていただきました。

私としては、大変厳しい、この前少し全協で説明したように、状況であるので、令和7年度のように令和8年4月からという思いもございましたが、幹部会議あるいは課長会議等で議論をした中で、職員のモチベーションのこともあるので、他地域の改定の、決定的なことではないかもしれませんが情報等もお聞きをして、意見も取り入れて令和8年1月から施行というふうになりました。

全職員については、12月1日の朝礼でその旨お伝えし協力を依頼しております。特段、村長に文句を言った職員はありませんでした。これは状況をよく考えたことで、職員も理解をしていただけたかというふうに考えております。本来なら、やりたいのはやまやまですが、財政状況が厳しいという御理解をいただいたと思っております。以上です。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（安江健二君）

6番 桂川一喜君。

○6番（桂川一喜君）

実は、村長の思いは、前回はとにかく1年分廻れなかった。これを3か月でも廻るという気持ちは本当によく伝わっておりました。ただ総額の費用の浮かせている量を人件費以外で何とか支出を抑えるという努力をした上で、残念ながらそれ以上は減らせなかったというような説明がなされてあるかと思えますけど、もう一度この議会の場で、人件費以外を先に削る努力をしたけれど削れなかったという思いがもしおありならば、その点もお聞かせ願えればと思います。

○議長（安江健二君）

村長 今井俊郎君。

○村長（今井俊郎君）

今年は特に災害があったということで、公共災害でやっていただく部分を十分取り込んだわけですが、それでも一般財源を持ち出す必要がありますし、諸物価高騰でそれぞれの経費が上がってきている中で次年度の繰越金のことを申し上げたと思いますが、このままの計算では、補正予算ヒアリングの前の状態では1億円しか繰り越せない。これでは来年度の事業展開ができないと、そういう状況でございました。

今回、このことをやったことによって2,800万ほど必要だったこの人事院勧告完全実施のところから、冒頭ちょっと挨拶で申し上げましたような人件費の補正にとどめたということでございます。もちろんほかの事業についても、必要最低限の補正予算を組まなきゃいけなかったのが今回提案させていただきますが、大変厳しい状況であるということ認識してこの措置に至ったというところであります。以上です。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（安江健二君）

6番 桂川一喜君。

○6番（桂川一喜君）

最後に、ちょっともう一点だけ質問をしたいのは、財調の問題で5,000万ほど積み立てる予定のものを、諸事情から積立てを必要じゃないかもしれないというような説明を受けておりました。そこである意味、財源が本当に歳入として確保できたわけではありませんが、元来歳出として予定していた5,000万が歳出じゃなくなったという経緯があったかと思えます。それを人件費のほうへ回せば、先ほど言われた2,800万の財源と同じような扱いはできたかもしれないという、ちょっと1点だけ疑問点がありましたので、その点に対する村長のお考えだけ最後にお聞かせ願えればと思います。

○議長（安江健二君）

村長 今井俊郎君。

○村長（今井俊郎君）

今まで1億とか2億とか、1億5,000万とか、一般財政調整基金を切り入れて当初予算を組んで、

結果として使わずに済んだというのは3年間ほどございました。

しかし、今年度についてはその見通しは一切立っておりません。やはり一般財源分5,000万は繰り入れなければ、多分8年3月の最終的な補正予算を組む段階での見通しが無いということでございますので、今まで令和6年度、5年度とは違うよというところを御認識いただきたいと思っております。

○議長（安江健二君）

ほかに質疑はありませんか。

[挙手する者なし]

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

[挙手する者なし]

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第58号 東白川村職員の給与に関する条例の一部を改正する条例についてを採決します。

お諮りします。本件は原案のとおり決定することに御異議はありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

異議なしと認めます。したがって、議案第58号 東白川村職員の給与に関する条例の一部を改正する条例については、原案のとおり可決をされました。

◎議案第59号について（提案説明・質疑・討論・採決）

○議長（安江健二君）

日程第8、議案第59号 東白川村会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

本件について、提案理由の説明を求めます。

総務課課長 神戸正紀君。

○総務課課長（神戸正紀君）

議案第59号 東白川村会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について。東白川村会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例を別紙のとおり提出する。令和7年12月10日提出、東白川村長。

新旧対照表は91ページからになります。

東白川村会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例。

東白川村会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を次のように改正する。

本文につきましては、前回の全協で説明済みですので省略し、附則のみ読み上げます。

附則、この条例は令和8年1月1日から施行する。以上です。

○議長（安江健二君）

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

6番 桂川一喜君。

○6番（桂川一喜君）

先ほどちょっと似ているような質問ではありますけど、実はちょっと似ていない質問になるろうかと思います。

運命共同体としての正職員の立場というのは、公共に守られ自分の身分保障なんかも全部総合的に考えたときに村と運命を共にするために村の財政に引きずられるというのは本当に理解、先ほどの村長の答弁で理解はしておりますが、会計年度職員になりますと、これは一般企業でいうパートに当たる、もしくは正職員と同じ身分保障が生涯保障されるわけでもなく、業務が整理されるといつでも解雇される可能性もある。そんな職員も運命共同体として今回こんな措置が取られているわけですけども、できれば会計年度職員は経営の一部として組み込まれるのではなくて、あくまでももう少し労働者としてきちんと敬う必要があったのではないかという観点で、先ほどと同じように、できれば1年間遡って支給できなかったかなという、に対する村長の思いをお答え願えればと思います。

○議長（安江健二君）

村長 今井俊郎君。

○村長（今井俊郎君）

会計年度任用職員についても、同じように宣誓をしていただいて村の職員として正職員では足りない部分を担っていただきます村の職員であります。同じような考えで、令和8年4月1日からの実施にいたしました。

会計年度任用職員の身分保障については、同一職種同一賃金の名の下に随分改正がされてきておりまして、以前、いわゆる臨時職員といったときの待遇と思うと本当に改善をされておまして、期末手当もあれば退職の手当、職種によって異なりますが、もあるという中で給与表もちゃんと整備がされておって、それによって、単年度契約という形を取るわけですけども、それにしても4月1日に雇用契約を結んで、その上で働いておっていただきますので、それが国のほうがこういう勧告を示したということでしたが、労働コストの状況を見込んで、できれば4月からやりたいところですが、先ほども言いましたようにそんなに遜色がないとまでは言いませんけど、十分処遇が改善をされておりますので、運命共同体という議論をされましたけど、それでも正職員よりは責任は軽い部分があるのにもかかわらず一応の保障をしておる関係で、この条件でお勤めをいただくことについて何ら異議はないかなというふうに思って実施をするところであります。以上です。

○議長（安江健二君）

ほかに質疑はありませんか。

[挙手する者なし]

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

[挙手する者なし]

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第59号 東白川村会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例についてを採決します。

お諮りします。本件は原案のとおり決定することに御異議はありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

異議なしと認めます。したがって、議案第59号 東白川村会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例については、原案のとおり可決をされました。

◎議案第60号について（提案説明・質疑・討論・採決）

○議長（安江健二君）

日程第9、議案第60号 東白川村議会議員の議員報酬、費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

本件について、提案理由の説明を求めます。

総務課課長 神戸正紀君。

○総務課課長（神戸正紀君）

議案第60号 東白川村議会議員の議員報酬、費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例について。東白川村議会議員の議員報酬、費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例を別紙のとおり提出する。令和7年12月10日提出、東白川村長。

新旧対照表は115ページになります。

東白川村議会議員の議員報酬、費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例。

東白川村議会議員の議員報酬、費用弁償等に関する条例の一部を次のように改正する。

第5条第2項中「100分の230」を「100分の232.5」に改める。

附則、この条例は令和8年4月1日から施行する。以上です。

○議長（安江健二君）

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

[挙手する者なし]

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

[挙手する者なし]

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第60号 東白川村議会議員の議員報酬、費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例についてを採決します。

お諮りします。本件は原案のとおり決定することに御異議はありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

異議なしと認めます。したがって、議案第60号 東白川村議会議員の議員報酬、費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例については、原案のとおり可決をされました。

◎議案第61号について（提案説明・質疑・討論・採決）

○議長（安江健二君）

日程第10、議案第61号 東白川村保健福祉センター設置条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

本件について、提案理由の説明を求めます。

村民福祉課長 安江真紀子さん。

○村民福祉課長（安江真紀子君）

議案第61号 東白川村保健福祉センター設置条例の一部を改正する条例について。東白川村保健福祉センター設置条例の一部を改正する条例を別紙のとおり提出する。令和7年12月10日提出、東白川村長。

次のページ、改め文を御覧ください。

東白川村保健福祉センター設置条例の一部を改正する条例。

東白川村保健福祉センター設置条例の一部を次のように改正する。

第3条中「保健福祉課」を「村民福祉課」に改める。

別冊、新旧対照表を御覧ください。

新旧対照表の117ページの内容ですが、現行の第3条の課名「保健福祉課」を「村民福祉課」に改める内容です。

本来ならば、4月1日適用で、事前に条例を改正すべきところですが、遅れて判明しましたので、大変申し訳ありませんが今回改めさせていただくものでございます。

本文へお戻りください。

附則、この条例は公布の日から施行し、令和7年4月1日から適用する。以上でございます。

○議長（安江健二君）

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔挙手する者なし〕

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

〔挙手する者なし〕

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第61号 東白川村保健福祉センター設置条例の一部を改正する条例についてを採決します。

お諮りします。本件は原案のとおり決定することに御異議はありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。したがって、議案第61号 東白川村保健福祉センター設置条例の一部を改正する条例については、原案のとおり可決をされました。

◎議案第62号について（提案説明・質疑・討論・採決）

○議長（安江健二君）

日程第11、議案第62号 東白川村農業委員に関する選考委員会設置条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

本件について、提案理由の説明を求めます。

産業建設課長 今井信和君。

○産業建設課長（今井信和君）

議案第62号 東白川村農業委員に関する選考委員会設置条例の一部を改正する条例について。東白川村農業委員に関する選考委員会設置条例の一部を改正する条例を別紙のとおり提出する。令和7年12月10日提出、東白川村長。

次のページ、改め文を御覧ください。

東白川村農業委員に関する選考委員会設置条例の一部を改正する条例。

東白川村農業委員に関する選考委員会設置条例の一部を次のように改正する。

第9条ただし書中「選定委員会」を「選考委員会」に改める。

第13条中「産業振興課」を「産業建設課」に改める。

別冊の新旧対照表を御覧ください。

新旧対照表の119ページの内容ですが、現行の第9条「選定委員会」の部分が誤りであったため

「選考委員会」に改める内容です。また、13条の課名「産業振興課」を「産業建設課」に改める内容となっています。

本来ならば、4月1日適用で、事前に条例を改正すべきところでしたが、遅れて判明しましたので、大変申し訳ありませんが今回改めさせていただくものでございます。

本文へお戻りください。

附則、この条例は公布の日から施行し、令和7年4月1日から適用する。以上でございます。

○議長（安江健二君）

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

[挙手する者なし]

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

[挙手する者なし]

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第62号 東白川村農業委員に関する選考委員会設置条例の一部を改正する条例についてを採決します。

お諮りします。本件は原案のとおり決定することに御異議はありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

異議なしと認めます。したがって、議案第62号 東白川村農業委員に関する選考委員会設置条例の一部を改正する条例については、原案のとおり可決をされました。

◎議案第63号について（提案説明・質疑・討論・採決）

○議長（安江健二君）

日程第12、議案第63号 東白川村火入れに関する条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

本件について、提案理由の説明を求めます。

産業建設課長 今井信和君。

○産業建設課長（今井信和君）

議案第63号 東白川村火入れに関する条例の一部を改正する条例について。東白川村火入れに関する条例の一部を改正する条例を別紙のとおり提出する。令和7年12月10日提出、東白川村長。

次のページ、改め文を御覧ください。

東白川村火入れに関する条例の一部を改正する条例。

東白川村火入れに関する条例の一部を次のように改正する。

第14条第1項中「異常」を削り、「発令」を「発表」に改め、同条第2項中「異常」を削り、「発令」を「発表」に改める。

新旧対照表を御覧ください。

新旧対照表の121ページの内容ですが、前回の議会全員協議会で説明させていただきましたが、「異常乾燥注意報」から「乾燥注意報」に変更されているため、現行の条文から「異常」を削り「乾燥注意報」に改め、また「発令」の部分を「発表」に改めさせていただく内容でございます。

本文にお戻りください。

附則、この条例は公布の日から施行する。以上でございます。

○議長（安江健二君）

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

[挙手する者なし]

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

[挙手する者なし]

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第63号 東白川村火入れに関する条例の一部を改正する条例についてを採決します。

お諮りします。本件は原案のとおり決定することに御異議はありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

異議なしと認めます。したがって、議案第63号 東白川村火入れに関する条例の一部を改正する条例については、原案のとおり可決をされました。

◎議案第64号から議案第68号までについて（提案説明・質疑・討論・採決）

○議長（安江健二君）

日程第13、議案第64号 令和7年度東白川村一般会計補正予算（第7号）から日程第17、議案第68号 令和7年度東白川村簡易水道事業会計補正予算（第4号）までの5件を予算関連として一括議題とします。

本件について、提案理由の説明を求めます。

総務課長 伊藤秀人君。

○総務課長（伊藤秀人君）

議案第64号 令和7年度東白川村一般会計補正予算（第7号）。

議案第64号 令和7年度東白川村一般会計補正予算（第7号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ3,797万9,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ37億3,479万8,000円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は「第1表 歳入歳出予算補正」による。

（債務負担行為の補正）第2条 既定の債務負担行為の追加は、「第2表 債務負担行為補正」による。

（地方債の補正）第3条 既定の地方債の追加は、「第3表 地方債補正」による。令和7年12月10日提出、東白川村長。

2ページから4ページの第1表 歳入歳出予算補正の朗読を省略させていただき、5ページをお開きください。

第2表 債務負担行為補正。

（追加）ですが、事項、限度額の順に読み上げます。期間は全て令和8年度ですので省略をします。

村道新巣線災害復旧工事、465万円。

村道穴沢本線災害復旧工事、111万円。

垂洞谷災害復旧工事、345万円。

加舎尾谷災害復旧工事、46万5,000円。

親田配水池管理用道路災害復旧工事、90万円。

東白川村生きがい対応型デイサービス事業業務委託、540万円。

東白川村高齢者生活福祉センター生活援助員設置事業業務委託、650万円。

東白川村在宅介護支援センター運営業務委託、425万3,000円。

自立支援システムA S P利用料、115万5,000円。

障害福祉業務システム等サービス利用料、155万1,000円。

令和8年度庁内ネットワーク関連機器保守業務委託、231万2,000円。

令和8年度情報セキュリティ強化対策機器保守業務委託、267万9,000円。

令和8年度自主放送設備保守業務委託、194万7,000円。

令和8年度FM告知放送システム保守業務委託、151万8,000円。

令和8年度東白川村F T T Hセンター設備保守業務委託、264万円。

令和8年度情報基盤施設加入者対応委託業務、136万7,000円。

東白川村HP連動E Cモール管理業務委託（WEBサイト）、148万5,000円。

債務負担行為とは、令和8年度に支払う義務を今年度中にあらかじめ予算で約束しておくことで今年度中に相手方と契約できるものでございます。

設備保守などは4月1日からの年間契約のため、今年度中に契約を行い、次の年度以降に払うお金の約束を今のうちにしておくためのルールでございます。今回の債務負担行為補正は、5ページ

最下段の東白川村生きがい対応型デイサービス事業業務委託から7ページの東白川村HP連動PCモール管理業務委託までは令和8年4月1日から令和9年3月31日までの1年間の履行期間となる利用料や業務委託料となります。

また、前段の災害復旧工事の5件につきましては、単年度で完成しない工事のため、国の制度に基づき債務負担行為を設定することで2か年にまたがって施行することが可能となるもので、限度額は事業費の15%で設定をしております。以上でございます。

次のページをお開きください。

第3表 地方債、地方債補正。

起債の目的、限度額、起債の方法、利率の順に読み上げます。利率の括弧書き及び償還の方法につきましては省略をいたします。

(追加)でございます。

災害復旧事業、3,280万円、普通貸借、4%以内。10月31日に予算の議決をいただきました災害復旧事業分でございます。本来であれば、同臨時会に上程すべきところ、今回の上程になりましたこととおわびいたします。申し訳ございませんでした。

次に、緊急防災・減災事業、970万円、普通貸借、4%以内。後ほど細部説明をいたしますが、全国瞬時警報システム、いわゆるJアラートの更新に係る事業分でございます。以上でございます。

次に、10ページ、11ページの歳入歳出補正予算事項別明細書を省略させていただき、12ページをお開きください。

2. 歳入。

13款2項2目総務費国庫補助金33万3,000円の追加。9月補正でお認めいただきました保育園・小学校・中学校の給食費、それと水道使用料等に係る補助金で、実績に伴うものでございます。

3目民生費国庫補助金59万4,000円の追加。子ども・子育て支援交付金47万1,000円は、全協で御説明いたしました子育て支援室の事業分でございます。子ども・子育て支援事業費補助金12万3,000円は、児童手当制度改正実施円滑化事業分で、総合行政システム運営費の財源補正でございます。

4目衛生費国庫補助金20万7,000円、感染症予防事業費等補助金は、マイナンバー情報連携体制整備事業に12万8,000円、健康管理システムの改修事業分に7万9,000円で、ともに総合行政情報システム運営費への財源補正でございます。

14款1項3目民生費県負担金8,000円の追加。民生委員推薦会負担金で財源補正でございます。

2項3目民生費県補助金120万5,000円の減額。子ども・子育て支援交付金は、全協で御説明申し上げた子育て支援室事業分でございます。

4目衛生費県補助金100万円の追加。InBody購入費に市町村支援補助金が認められたため皆増で財源補正でございます。

6目農林水産業費県補助金261万5,000円の追加。スマート農業技術導入支援補助金で、田代ライスのトラクター導入補助金で事業費の3分の1でございます。

次のページでございます。

16款 1項 1目一般寄附金50万円の追加。明治安田生命からの寄附金で、茶業振興事業と認可保育所事業に充当をします。

2目指定寄附金50万円の追加。三菱UFJ銀行から茶業振興対策事業への指定寄附金でございます。

17款 1項 1目財政調整基金繰入金5,600万円の追加。災害復旧事業への充当でございます。

18款 1項 1目繰越金3,323万2,000円の減。収支のバランスを取るものでございます。

19款 4項 4目雑入95万9,000円の追加。消防基金からの消防団員退職報償金と、障害者医療費国庫負担金返還金過年度精算金23万2,000円。

それから、14ページでございます。

全協で御説明いたしました令和4年度分、浄化槽設置補助金返還金51万1,000円でございます。

20款 1項 2目970万円の追加。債務負担行為でも御説明をいたしました全国瞬時警報システム整備事業に係る緊急防災・減災事業債です。Jアラートの更新につきましては、後ほど歳出予算で御説明をいたします。

続いて、歳出でございます。

3. 歳出。

1款 1項 1目議会費33万6,000円の減額。議会運営費は議員共済会負担金で、額の確定によるものでございます。

すみません。申し訳ありません。3. 歳出ですけど、今回の歳出補正につきましては、人事院勧告に伴う給与改定による人件費の補正が大半を占めております。このため、給料、それから職員手当、共済費につきましては金額を読み上げず、人件費と省略をさせていただきますので御了承願います。

議会事務局費は給与改定による人件費です。

2款 1項 1目一般管理費642万4,000円の追加。総務一般管理費は人件費の追加と、16ページ下段の施設修繕料35万2,000円は村長室と議場の空調設備の修繕費用でございます。公共交通事業17万円の減額となっておりますが、人件費の再計算と企業会計による人件費の増減で、減額となっております。

17ページでございます。

2目文書広報費10万2,000円の追加。情報発信事業ですが人件費です。

5目財産管理費14万9,000円の追加。総合行政情報システム運営費は、税制改正に対応するための国民年金システム改修委託料でございます。

10目地域情報化事業費151万2,000円の追加。CATV一般管理費と、18ページのCATV番組等制作運営費は人件費でございます。CATV機器管理運営費92万7,000円は、災害復旧崩落対策事業に伴う電柱移転工事費でございます。

14目物価高騰対策費41万1,000円の追加。【重点支援】の水道使用料金支援事業は水道料金の減

免で、実績による簡易水道事業会計への補助金の追加です。同じく【重点支援】の子育て世帯給食費支援事業は、保育園・小学校・中学校の給食費補助金で実績による減額でございます。

2 項 1 目 税務総務費 26 万 9,000 円の追加。人件費でございます。

3 項 1 目 戸籍住民基本台帳費 9 万 9,000 円の追加。人件費でございます。

20 ページでございます。

3 款 1 項 1 目 住民福祉費 17 万 4,000 円の追加。住民福祉費一般と国民健康保険特別会計繰出金も給与改定による人件費でございます。

2 目 福祉医療費 22 万 9,000 円の追加。全協で御説明いたしましたシステムの標準化、共通化に伴う受給者証の変更による印刷製本費でございます。

3 目 保健福祉費 602 万 5,000 円の追加。介護保険特別会計繰出金は給付費分、地域支援・包括的支援・任意事業分、事務費分の実績見込みに伴う繰出金でございます。

21 ページです。

保健福祉費一般は人件費の追加が社会福祉協議会の補助金 450 万円の追加でございます。民生委員会費は、民生委員推薦会県負担金の交付による財源補正でございます。同じく障がい者福祉一般も財源補正でございます。障がい福祉サービス事業は前年度実績による障害者自立支援給付費、国県負担金返還金と障害児入所給付費国庫負担金返還金でございます。障がい者福祉一般と障がい福祉サービス事業の特定財源 10 万円の増減は、9 月定例会でお認めいただきました障害者自立支援給付費審査支払等システム事業補助金と、精神障害者小規模作業所等交通費助成事業補助金ですが、充当先が誤っていましたので充当先の変更でございます。

4 目 老人福祉費 107 万 3,000 円の追加。地域包括支援センター運営事業は人件費でございます。

2 項 1 目 児童福祉総務費 47 万 8,000 円の追加。子育て支援総合推進事業は前年実績による出産・子育て応援交付金返還金でございます。子育て支援室運営事業は人件費でございます。

23 ページです。

2 目 認可保育所費 33 万 3,000 円の減額。みつば保育園運営費は人件費の増減で減額でございます。

24 ページの事業費、教材消耗品費は明治安田生命から寄附金を活用し、保育園の一輪車練習用手すり 20 万円の追加でございます。

4 款 1 項 1 目 保健衛生総務費 387 万 5,000 円の追加。保健衛生総務費一般は人件費と、診療所特別会計運営費繰出金 350 万 8,000 円の追加でございます。

2 目 予防費 28 万 9,000 円の追加。予防接種事業は帯状疱疹予防接種費用助成金 16 万円の追加と、前年度実績による感染症予防事業補助金 2 万 7,000 円の返還金でございます。新型コロナウイルスワクチン接種体制確保事業は、前年度実績による国庫補助金負担金の返還金でございます。人生 100 年時代健康増進事業は、In Body 購入費に市町村支援補助金か認められたため財源補正でございます。

5 目 環境対策費 101 万円の追加。環境総務費は人件費の追加と、同じく簡易水道事業会計の人件費分として補助金 92 万 7,000 円の追加です。

6目廃棄物対策費30万8,000円の追加。一般廃棄物対策事業と産業廃棄物対策事業はともに財源補正ですが、9月定例会でお認めいただきました一般廃棄物収集運搬等許可更新手数料ですが、充当先が誤っていましたので充当先の変更でございます。生活排水対策事業は、全協で御説明いたしました令和4年度分の国・県の浄化槽設置補助金の返還金でございます。

26ページです。

6款1項1目農業委員会費5万6,000円の追加。農業委員会活動費は人件費でございます。

2目農業総務費24万9,000円の追加。農業総務費は人件費でございます。

3目農業振興費562万8,000円の追加。農業振興費各種補助金の機械化営農対策事業補助金69万9,000円は、みのりの郷の大型農業機械修繕に係る補助金でございます。スマート農業技術導入支援補助金401万6,000円は、認定農業者であります安江利修さん、田代ライスさんですけど、直進アシスト機能付トラクターを導入するための補助金でございます。茶業振興対策費は明治安田生命からの寄附金を活用し、事業系消耗品30万5,000円でPR茶を作成します。また、三菱UFJ銀行からの寄附金50万円を活用し、茶業振興会の販売拡大支援として普及活動費、販促備品等の経費補助金でございます。集落支援機構運営事業は人件費でございます。

28ページです。

7目農地費24万9,000円の減額。農地総務費は、会計年度任用職員の給与をこちらで全額計上しておりましたが、補助金等で人件費が補填できる農業委員会費、農業総務費、農地銀行活動費、経営所得安定対策推進事業でも計上してありましたので、その分を減額いたします。委託料は測量設計業務委託料19万8,000円と、村道笹屋線の分筆登記委託料50万円です。補償費20万円は、同じく村道笹屋線用地交渉費でございます。

2項1目林業総務費20万円の追加。林業総務費は人件費でございます。

29ページです。

2目林業振興費18万8,000円の追加。村有林管理事業は人件費でございます。林業活性化担い手育成事業は、ウッドハイム神付住宅が入居していました住民が全て退去いたしましたので、退去後の光熱水費7万1,000円の追加でございます。

7款1項1目商工振興費51万1,000円の追加。商工振興費一般は給与改定による人件費です。

30ページです。

2目地域づくり推進費466万1,000円の減額。地域産業活性化対策事業の報償費110万円と、通信運搬費5万1,000円は、つちのこメンバーズカードの商品券ポイント還元申請の増加に伴うものでございます。商工業新規開業支援補助金200万円は新規で、栃山の渡辺さんと平の丸山さんの2件分でございます。地域おこし協力隊事業は、当初3名分を計上しておりましたが、実績2名分で減額でございます。

31ページです。

集落支援員事業は人件費の増減で、こちらは減額です。

8款1項1目土木総務費81万円の追加。土木総務費一般は人件費の見直し等によるものでござい

ます。

32ページでございます。

2項1目道路橋梁維持費13万円の追加。道路橋梁維持事業は、村道神矢線で未登記用地が見つかりましたので、分筆登記委託料の計上でございます。

3項1目住宅管理費11万3,000円の追加。全協で御説明いたしました過年度の木曾渡定住促進住宅の家賃徴収誤りに対する使用料還付金でございます。

9款1項1目非常備消防費32万1,000円の追加。消防総務費は令和6年度の中途退職者増に伴う退職報償金でございます。

2目消防施設費149万6,000円の追加。消防施設管理費の施設修繕料は、穴沢地内の消火栓移設工事費でございます。

33ページです。

3目災害対策費1,058万円の追加。修繕料は設置から13年が経過しました中通、大明神の防災無線基地局の非常用発電機の点検、修繕料でございます。委託料16万2,000円は、全国瞬時警報システム（Jアラート）の保守委託料と、Jアラート機器更新に係るソフトウェア調整308万円、Jアラート機器本体の購入費用665万8,000円の追加でございます。

ここでJアラートについて説明をいたします。

Jアラートは弾道ミサイル攻撃や緊急地震速報など緊急情報を瞬時に伝達するシステムで、ネットワークの強化や脆弱性などの問題で定期的に国のシステムが更新されます。そのたびに全国一斉で各市町村の機器やシステムを更新する必要があります。今回、平成30年以來の更新で、新システムは令和9年度からの運用が開始されるため、令和8年度中に更新が必要となりました。新年度に予算化すればいいのではと思われることかと思えます。更新に必要な経費の100%を充てることのできる緊急防災減災事業債という起債を利用することができ、その起債が今年度までが期限となっておりますので今回予算計上をしたところです。

なお、県内の多くの自治体でも補正対応となっております。

次に、10款1項2目事務局費35万6,000円の追加。教育委員会事務局費は人件費です。

34ページです。

2項1目学校管理費28万9,000円の追加。小学校管理費一般は、給与改定などによる人件費の増減で減額でございます。光熱水費で電気使用料68万円は不足が見込まれるため追加でございます。

35ページです。

スクールバス管理費は、人件費の見直しと需用費の消耗品費14万7,000円は点検時の交換消耗費とタイヤと燃料費29万7,000円、修繕料50万円も不足となるため追加でございます。

2目の教育振興費50万3,000円の減額。小学校教育振興費一般は給与改定による人件費の増減で、こちらは減額でございます。

3項1目学校管理費1万5,000円の追加。中学校管理費一般で人件費でございます。

2目教育振興費18万8,000円の追加。通信運搬費18万8,000円はタブレット端末の通信回線使用料

の見込み誤りで追加でございます。

4項2目公民館費33万4,000円の追加。はなのき会館管理費の消耗品11万4,000円は消火器16台分の処分費込みの更新費用でございます。電気使用料22万円は不足見込みでございます。

5項2目体育施設管理費17万円の追加。総合運動場管理費の電気使用料17万円は不足見込みでございます。以上でございます。

○議長（安江健二君）

村民福祉課課長 安江由次君。

○村民福祉課課長（安江由次君）

続きまして、議案第65号 令和7年度東白川村国民健康保険特別会計補正予算（第3号）。

令和7年度東白川村国民健康保険特別会計補正予算（第3号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）第1条 歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ4,697万2,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ2億4,337万4,000円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は「第1表 歳入歳出予算補正」による。令和7年12月10日提出、東白川村長。

2ページ、3ページの第1表 歳入歳出予算補正と、5ページ、6ページの事項別明細書の朗読を省略させていただき、7ページ、歳入からお願いをいたします。

2. 歳入。

3款1項1目保険給付費等交付金、補正額4,700万円の減額です。説明欄を御覧ください。医療給付費分として、決算見込みにより減額させていただくものでございます。

5款1項1目一般会計繰入金、補正額2万8,000円の増額です。説明欄を御覧ください。職員給与等繰入金として、給与改定による人件費の増額分となります。

続いて8ページ、歳出をお願いいたします。

3. 歳出。

1款1項1目一般管理費、補正額2万8,000円の増額となります。説明欄を御覧ください。2節給与で3万2,000円の増、3節職員手当等で1,000円の減、4節共済費で3,000円の減で、ともに給与改定による増減となります。

2款1項1目一般被保険者療養給付費、補正額4,000万円の減額となります。説明欄を御覧ください。18節ですが、負担金で一般被保険者療養給付費4,000万円の減ですが、こちらは決算見込みによる減額となります。

次ページをお願いいたします。

2款2項1目一般被保険者高額療養費、補正額700万円の減額となります。説明欄を御覧ください。18節負担金で、一般被保険者高額療養費700万円の減ですが、こちらも決算見込みによる減額となります。

国民健康保険特別会計は以上となります。

続きまして、議案第66号 令和7年度東白川村介護保険特別会計補正予算（第2号）。令和7年

度東白川村介護保険特別会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ585万3,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ3億1,630万1,000円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は「第1表 歳入歳出予算補正」による。令和7年12月10日提出、東白川村長。

2ページ、3ページの第1表 歳入歳出予算補正と、5ページ、6ページの事項別明細書の朗読を省略させていただき、7ページ、歳入からお願いをいたします。

2. 歳入。

1款1項1目第1号被保険者保険料、補正額94万8,000円の増額です。説明欄を御覧ください。現年度分特別徴収保険料で、今回の給付費の補正に伴い94万8,000円増となります。

3款1項1目介護給付費負担金、補正額120万円の増額です。説明欄を御覧ください。実績見込みにより介護給付費負担金の国の負担割合分を増額するものでございます。

続いて、2項1目調整交付金、補正額50万円の増額。説明欄を御覧ください。こちらの実績見込みにより調整交付金（介護給付費）の国の負担割合分を増額するものでございます。

続きまして、3目地域支援交付金（総合事業以外の地域支援事業）ですが、補正額9万2,000円の増額。説明欄を御覧ください。地域支援交付金（総合事業以外の地域支援事業）ですが、これはみまもりのわ高齢者支援事業の報酬分として、実績見込みにより国の負担割合分を増額するものでございます。

5目介護保険事務費補助金、補正額39万6,000円の増額です。説明欄を御覧ください。介護保険システム改修として39万6,000円の増となりますが、これは令和7年の税制改正に伴いシステムを改修するものとなっております。

6目保険者機能強化推進交付金、補正額7,000円の増額です。説明欄を御覧ください。こちらは、先ほどの地域支援交付金と同様、みまもりのわ高齢者支援事業の報酬分として、実績見込みにより国の負担割合分を増額するものでございます。

次ページに移りまして、4款1項1目介護給付費交付金、補正額135万円の増額です。説明欄を御覧ください。国庫補助と同様、実績見込みにより介護給付費交付金の支払基金分を増額するものでございます。

5款1項1目介護給付費負担金、補正額42万5,000円の増額です。説明欄を御覧ください。こちらの実績見込みにより介護給付費負担金の県負担割合分を増額するものでございます。

続きまして、2目地域支援交付金（総合事業以外の地域支援事業）、補正額4万7,000円の増額です。説明欄を御覧ください。先ほど同様、実績見込みによりみまもりのわ高齢者支援事業の報酬分として、県の負担割合分を増額するものでございます。

6款1項1目介護給付費繰入金、補正額62万5,000円の増額です。説明欄を御覧ください。実績見込みにより介護給付費繰入金として、こちらは村の負担割合分となりますが、増額するものとなります。

次ページをお願いいたします。

前のページからの続きとなりますが、3目地域支援繰入金（総合事業以外の地域支援事業）、補正額4万7,000円の増額です。説明欄を御覧ください。先ほど同様、実績見込みによりみまもりのわ高齢者支援事業の報酬分として、こちらは村の負担割合分となりますが、増額するものでございます。

4目事務費繰入金、補正額1万8,000円の増額です。説明欄を御覧ください。こちらは、給与改定による事務費の増となります。

7款1項1目繰越金、補正額19万8,000円の増額です。説明欄を御覧ください。前年度繰越金として収支のバランスを取るものでございます。

続きまして、10ページ、歳出をお願いいたします。

1款1項1目一般管理費、補正額59万4,000円の増額。説明欄を御覧ください。12節委託料として、システム改修委託料で59万4,000円の増となります。これは歳入のほうでも説明しましたとおり、令和7年の税制改正に伴うシステム改修となります。

3項2目認定調査等費、補正額1万8,000円の増額となります。説明欄を御覧ください。1節で報酬としましてですが、給与改定により会計年度任用職員分の増となります。

2款1項1目居宅介護サービス給付費、補正額1,000万円の増額となります。説明欄を御覧ください。18節負担金ですが、居宅介護サービス給付費として実績見込みによる1,000万円の増とさせていただきます。

2目施設介護サービス給付費、補正額300万円の減額となります。説明欄を御覧ください。18節の負担金ですが、施設介護サービス給付費として、こちらも実績見込みにより300万円の減額をさせていただきます。

11ページ、3項1目です。高額介護サービス費、補正額100万円の減額。説明欄を御覧ください。18節の負担金で、高額介護サービス等費として実績見込みにより100万円の減とさせていただきます。

5項1目特定入所者介護サービス費、補正額100万円の減額。説明欄を御覧ください。18節の負担金として、特定入所者介護サービス費ですが、実績見込みにより100万円の減とさせていただきます。

次ページに移ります。

5款1項1目介護予防・生活支援サービス事業費につきまして、補正額はゼロ円となっております。説明欄を御覧ください。18節の負担金の高額介護予防サービス費（総合事業）のほうから、その下の高額医療介護合算サービス等費（総合事業）に2万円の予算組替えをさせていただきます。

続きまして、3項2目任意事業費、補正額24万1,000円の増額。説明欄を御覧ください。こちらは、先ほど来話がありますみまもりのわ高齢者支援事業の報酬といたしまして、会計年度任用職員

の給与改定に伴う増等となります。

介護保険特別会計は以上となります。

○議長（安江健二君）

診療所事務局長 若井純君。

○診療所事務局長（若井 純君）

続きまして、議案第67号 令和7年度東白川村国保診療所特別会計補正予算（第3号）。令和7年度東白川村国保診療所特別会計補正予算（第3号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ658万6,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ2億7,682万円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は「第1表 歳入歳出予算補正」による。令和7年12月10日提出、東白川村長。

それでは、2ページから3ページの第1表 歳入歳出予算補正、続く5ページから6ページの事項別明細書、総括の朗読を省略させていただきます。

7ページ、歳入から説明します。

2. 歳入。

3款2項1目医療費補助金、補正額4万4,000円の減額。説明欄を御覧ください。へき地医師研修支援補助金は、医師が学会へ参加する際の旅費などの補助金で15万2,000円の減額。岐阜県高齢者施設等物価高騰対策支援金は食材費を支援するもので、施設の規模に応じて交付され10万8,000円の増額。それぞれ実績に伴うものです。

5款1項1目一般会計繰入金、補正額350万8,000円の増額。運営費分の繰入れです。

6款1項1目繰越金、補正額287万2,000円の増額。前年度繰越金の増額ですが、収支のバランスを取るものです。

8款1項1目指定寄附金、補正額25万円の増額。村内の方、3人から御寄附をいただいたものです。

9ページを御覧ください。

3. 歳出。

1款1項1目、総務費の一般管理費、補正額115万円の増額。説明欄を御覧ください。報酬が96万1,000円の増額、給料が10万1,000円の増額、職員手当が19万9,000円の増額、共済費が16万2,000円の減額。いずれも給与改定を含む実績見込みを加味した人件費の補正です。公課費、消費税納付金は、前年度実績に伴う5万1,000円の増額です。

2款1項1目、医業費の一般管理費、補正額518万6,000円の増額。

次のページの説明欄を御覧ください。報酬が188万2,000円の増額、給料が268万9,000円の増額、職員手当が20万8,000円の増額、共済費が40万7,000円の増額。いずれも企業会計を含む実績見込みを加味した人件費の補正です。

次のページの3目介護管理費、こちらは補正額ゼロ。国県支出金の増額に伴う財源の移動になり

ます。

3款1項1目基金積立金、補正額25万円の増額。いただいた寄附金を医療設備等整備基金へ積み立てるものです。

国保診療所特別会計については以上です。

○議長（安江健二君）

産業建設課課長 辻普稔君。

○産業建設課課長（辻 普稔君）

議案第68号 令和7年度東白川村簡易水道事業会計補正予算（第4号）。

第1条 令和7年度東白川村簡易水道事業会計の補正予算（第4号）は、次に定めるところによる。

第2条 令和7年度東白川村簡易水道事業会計予算第3条に定めた収益的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

収入、第1款第2項営業外収益、補正予定額92万7,000円。

支出、第2款第1項営業費用、補正予定額92万7,000円。

第3条 予算第6条中「1,011万3,000円」を「1,104万円」に改める。

第4条 予算第7条中「1億9,022万8,000円」を「1億9,115万5,000円」に改める。令和7年12月10日提出、東白川村長。

補正予算実施計画書、2ページ、3ページを飛ばしまして、予定キャッシュ・フロー計算書、3ページ、5ページの予定貸借対照表は省略します。

7ページの付属書類を御覧ください。

8ページ、補正予算実施計画明細書。

収入、1款2項2目、1他会計補助金92万7,000円。人事院勧告での人件費の増額でございます。

9ページ、支出、2款1項4目1節給料3万6,000円、2節手当31万8,000円、4節法定福利費7万5,000円、会計任用職員給与分でございます。

5目1節給料3万6,000円、2節手当38万7,000円、4節法定福利費7万5,000円で、一般職員の給料の改定分でございます。

10ページ、東白川村簡易水道事業会計債務負担行為に関する調書。

事項、親田配水池管理用道路災害復旧工事、限度額、600万円。当該年度以降の支払義務発生予定額は、令和8年度で90万円。財源内訳としまして、国庫補助金60万円、自己財源30万円。以上でございます。

○議長（安江健二君）

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

5番 今井美道君。

○5番（今井美道君）

一般会計の補正予算で29ページ、6款2項2目の最下段の林業活性化担い手育成事業のところ、フラットハイムが4軒ある部分が最近出られたよというようなお話がちょっとあったんですけども、これに対して水道料、電気料、これから村でずっと払い続けられないかなとは思いますが、今後の見通しと、その建物は特殊な事情ですので誰でも入居できるものではないかというふうに理解していますので、今後の見通しについて、この辺りのことをもう少し説明をいただきたいと思えます。

○議長（安江健二君）

産業建設課長 今井信和君。

○産業建設課長（今井信和君）

今御質問にありました29ページの林業活性化担い手育成事業のこれは神付のウッドハイムの事業費ということで、光熱水費を今回追加させていただいております。

目的につきましては、冬の給湯器は出しておかなきゃいけないというところで、今回補正をさせていただきます。

今年度4月1日の段階では、4戸あるうち3戸埋まっております、この10月でその3人とも一度に同じタイミングで退去されたということでございます。今現状としては、入居する方はおりませんけれども、議員の先ほどの質問の中にもありましたとおり、この建物につきましては林業関係産業の担い手の住宅という用途になっております。ですので、そういった方というのは各事業者が今後担い手を募集する際に有利に働くということで、今後もそれは林業担い手の住宅ということでしばらくストックといいますか、空いておる状態で維持して、使っていただく形を取ることになるかと思っております。以上でございます。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（安江健二君）

5番 今井美道君。

○5番（今井美道君）

退去された経緯や何かはあれですけども、今後また各事業者にPRですとか、あとは現状勤めてみえる人が、例えば新しい人でなくてもどこか遠いところを通ってみえる人とか、例えば転居して入るといふことも、その辺りも可能かどうかという点と、そういった周知をしていただきたいかなと思えますので、その辺りについてお願いします。

○議長（安江健二君）

産業建設課長 今井信和君。

○産業建設課長（今井信和君）

今おっしゃったとおりですけども、林業担い手で村内に住民票があつて、かつ40歳以下という担い手が対象となっております。言われましたとおり各事業者のほうには、こういった事業で、関係事業者にはウッドハイムが空いているということで担い手の募集に有利に働くということで、そ

ういった方がお見えになっただけ使っていただきたいということは以前から説明をしておりますし、今後もPRを続けて使っていただくように考えておりますので、どうぞよろしくお願い致します。以上です。

○議長（安江健二君）

ほかに質疑はありませんか。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

7番 樋口春市君。

○7番（樋口春市君）

全ての方が退去されて、今度新しく入られる方が、これリフォームなどしなくても大丈夫ですか。

○議長（安江健二君）

産業建設課長 今井信和君。

○産業建設課長（今井信和君）

現状、ウッドハイムにつきましては、平成29年度の事業で30年度から入居が始まっておりまして、まだ10年も経過していないという住宅でございます。退去された3件の方の退去の確認を村もしますけれども、いずれの部屋もきれいに使っていただいております。特に、簡単な清掃はもちろんしますけれども、修繕等は必要ない状況でございますので、このまま使っていただける状況でございます。以上です。

○議長（安江健二君）

関連ありますか。

〔挙手する者あり〕

4番 今井美和さん。

○4番（今井美和君）

一般会計の27ページ、下から2つ目、説明の中で明治安田さんからいただいたものを、PR茶を作るという説明があったんですけども、このPR茶はどんな形でどういう方が配るのか、利用するのか、教えていただきたいと思っております。

○議長（安江健二君）

産業建設課長 今井信和君。

○産業建設課長（今井信和君）

今御質問がありました27ページの茶業振興対策の中で、消耗品で明治安田から御寄附をいただいたものでティーバッグのほう940個ぐらい作れるかなあというふうに思っております。こういったものにつきましては、明治安田さんのほうも御利用いただくこともありますし、村内に視察だとか、お客様でお見えになった来賓の方にお配りするというようなことで、美濃白川茶、東白川産のお茶を知っていただくという機会に使いたいと思っております。以上でございます。

〔挙手する者あり〕

○議長（安江健二君）

4番 今井美和さん。

○4番（今井美和君）

940個ティーバッグが作れるということで、いい宣伝になると思うのですが、そのパッケージとか、東白川村を宣伝するようなもののデザインが要ると思うんですけど、そういうものも一緒にこのお金の中に入っているということによろしいでしょうか。

○議長（安江健二君）

産業建設課長 今井信和君。

○産業建設課長（今井信和君）

実はこれ昨年度も作っておりまして、デザインのほうは新世紀工房のほうで、ここにある商品とよく似たようなパッケージになりますけれども、美濃白川茶、東白川産のお茶ということでよく伝わるデザインとなっております。以上でございます。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（安江健二君）

2番 安保泰男君。

○2番（安保泰男君）

一般会計の33ページ、消防費の3目災害対策費についてお伺いします。

先ほど総務課長のほうからJアラートのことについて御説明がありましたですけれども、重複するかもしれませんが、もう一度御確認したいことがあります。

説明の中に、県下一斉で大体更新費用が300万から600万ぐらいかかりますよと。その中に村費で表れるような話を伺っております。これが国の仕事ではないのかという疑問点と、補助などはあるのかどうか1点と、もう一つは、これが更新であれば、前回はどうやったのか。平成30年から今回までかなりの時間がありますけれども、前回の更新はなかったのか。分かっていたら予算計上のときに組み入れることができたのではないというこの2点について、もう一度御説明をお願いします。

○議長（安江健二君）

総務課長 伊藤秀人君。

○総務課長（伊藤秀人君）

先ほども申し上げましたとおりJアラートにつきましては、債務負担行為の補正でもありますが、緊急防災・減災事業債という起債を充てることが可能となっております。

なので、一般財源をとしましては88万円ほど出ておりますけど、取りあえず起債対応ということで、ほぼ100%の起債が充当をされております。なので国のシステムでもありますが、村としては村民の方に伝える義務というのが当然出てきておりますので、なので各市町村で機器の対応とか施設の対応はやってくださいねということになっております。その対応で緊急防災事業債というのが使えるよという流れでございます。

平成30年のときはどうやったかということは、ちょっと私も調査不足ではございますが、平成30

年のときも恐らく起債が対応、充てられておると思っております。以上でございます。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（安江健二君）

2番 安保泰男君。

○2番（安保泰男君）

平成30年の時点が分からないというお答えですけれども、この更新が今後、次の更新がいつになるのか、5年周期なのか10年周期なのか。国が勝手にという表現は悪いかもしれませんが、一方的に備えるから後の管理は地元でやりなさいよということで、断る理由が最初からないわけですね。だから、ある程度更新の見込みができるものなのかどうか、その点をお伺いして終わりたいと思います。

○議長（安江健二君）

総務課長 伊藤秀人君。

○総務課長（伊藤秀人君）

定期的の更新なので、何年後、何年周期で更新というのははっきり申し上げることができません。なので、国がやるよといったら、それに倣ってやるしか仕方がないのかなと私どもは思っております。以上でございます。

○議長（安江健二君）

2番、よろしいですか。

〔挙手する者あり〕

2番。

○2番（安保泰男君）

いつか分からないということですが、とにかくミサイルが来たときにどういうふうな村民に伝えるか、大変大切な業務でございますので、分かり次第また適切な措置をお願いしたいと思います。終わります。

○議長（安江健二君）

そのほかに。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

6番 桂川一喜君。

○6番（桂川一喜君）

一般会計32ページの土木費の道路橋梁費のところ、登記がされていなかったという表現でしたが、これ年度をまたいで未登記だったのか、年度内の処理が遅れたぐらいの問題なのか、ちょっと最初にそれをお聞きしたいと思います。

○議長（安江健二君）

産業建設課 辻課長。

○産業建設課課長（辻 普稔君）

年度をまたいではなく、過去のもので残っておったと。登記をやっていなかったということが判明して、今回補正を上げさせていただきました。以上です。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（安江健二君）

6番 桂川一喜君。

○6番（桂川一喜君）

分かりました。

そうしたら、実は気になることがありまして、この場合、村道ですので多分民地が民地のままになっていたという登記だと思うんですけど、この場合、固定資産税等の計算に何かしらの不備が残っていなかったかというのちょっと心配なところなんですけど、それは調査をされているのか。逆に言うと、もっと言うと調査すべきだと思うんですけど、この辺きちんとお答えいただきたいと思います。

○議長（安江健二君）

産業建設課課長 辻普稔君。

○産業建設課課長（辻 普稔君）

今回、用地の分筆なのでやっていないと思いますし、民地のままなのでちょっと調べさせていただいて、またお答えしたいなと思います。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（安江健二君）

6番 桂川一喜君。

○6番（桂川一喜君）

実はこの補正予算での質問ですけれども、このところちょっと不動産を扱う場合というのがかなり増えてきまして、実は登記の問題というのは固定資産等の問題と密接に関連しておいて、僕は監査をやっておるときに、そういうやつを過去に遡って、実は取り過ぎておったとかいうのがぼこぼこ出てくるというのを今回ちょっと懸念しましたので、これに限らず不動産の取扱いについてはかなり慎重にやっていただいて、後日、要は住民側のマイナスにならないように。その逆も騒然起り得るかもしれませんが、行政側が損しているものに関しては逆にどういふふうにでもなりますけど、住民側が損しているようなことがないようにということですので、ちょっと今後の対応も含めました返答だけ最後いただければいいかと思います。

○議長（安江健二君）

副村長 桂川憲生君。

○副村長（桂川憲生君）

現状の道路敷については、かなりの確率で現況公衆用道路ということで、登記上の地目と税制上の地目とは分けて課税をしておりますので、結構な確率で現状に合った課税をさせてもらっておりますけれども、議員御懸念のように、時として登記が公衆用道路でなくて宅地なり農地のまま公衆

用道路に使わせてもらっておるような場合があります。

そのものについては、今度この登記とは別に税制上の問題がございますので、過去に遡って、許せる範囲で所有者にはお返しするということになるかと思えます。よろしくお願いいたします。

○議長（安江健二君）

6番、いいですか。

○6番（桂川一喜君）

はい。

〔挙手する者あり〕

○議長（安江健二君）

4番 今井美和さん。

○4番（今井美和君）

一般会計の36ページ、学校振興費のところ、説明のところの中学校振興費一般、役務費のところ、説明がありました見込み誤りで、ここで補正で追加という18万8,000円のことでお聞きしたいんですが、これっていうのは通信費は回線費なので分かっていると思うんですけども、一番最初にやったときから、ああしまったと思っていたのか、今になって出てきたのか、どちらだったのかちょっと確認だけさせていただきたいです。

○議長（安江健二君）

教育課長補佐。

○教育課長補佐（今井宣之君）

お答えをさせていただきます。

当初予算の編成の段階で、本来であれば定められた単価で計上しなければならない、定額制なので、だったところを単価の見込みを誤っておりました。大変申し訳ありません。本来であれば小学校、中学校、両方の補正が必要になるんですけど、もともとの端末が全部で142台ございます。それぞれを小学校と中学校に割り振って予算計上しているんですが、児童・生徒と教員の人数の移動の関係で、令和7年度より、予算編成時よりも台数の移動があった関係で小学校については今回補正がなくてやれるということが判明しております。中学校についてだけ不足分の補正ということで計上をさせていただきました。よろしくお願いいたします。

〔挙手する者あり〕

○議長（安江健二君）

4番 今井美和さん。

○4番（今井美和君）

はい、分かりました。数のミス、最初からのミスだということが分かりました。

今後このようなことがないように、確実にお金を計算して出せるようによろしくお願いいたします。

○議長（安江健二君）

ほかに質問はありますか。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

5番 今井美道君。

○5番（今井美道君）

一般会計の18ページになりますけれども、2款1項14目物価高騰対策費ということでこういった対策費が来たときにいろいろメニューは考えていただいて、村民のほうで水道料金だったりケーブルテレビであったり、給食費ということで、いろいろなメニューを考えていただき、皆さんのほうにはありがたかったなという声を聞いております。

ここで事業費の補正で、水道がこれだけ増えて給食費のほうがこれだけ減るとするのは、当初の見込みの数字が悪かったのか、何かしら要因があると思うんですが、この件について教えていただきたいと思います。

○議長（安江健二君）

総務課長 伊藤課長。

○総務課長（伊藤秀人君）

これにつきましても、結局のところ見込み誤りであったということで、決算を打つと大体このぐらいになるということで計算はしていたんですけど、増減のバランスが悪かったものでございます。すみません。

〔挙手する者あり〕

○議長（安江健二君）

5番 今井美道君。

○5番（今井美道君）

また今度もこういったメニューの、今これから皆さんで御検討いただいていると思うんですが、ある程度しっかり取っていただくことによって目いっぱい使えるという可能性もありますので、見積り積算される辺りにしっかり丁寧に拾っていただくとありがたいかなと思います。この点について、もう一度お願いします。

○議長（安江健二君）

総務課長 伊藤秀人君。

○総務課長（伊藤秀人君）

大変申し訳ありませんでした。今後は気をつけたいと思いますので、よろしくお願いします。

○議長（安江健二君）

ほかに質問ありますか。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

6番 桂川一喜君。

○6番（桂川一喜君）

一般会計の27ページ、ちょうど中段にありました先ほどから歳入でも説明があつて、歳出でも説明がありましたスマート農業の関係でちょっとお聞きしたいことがありまして、今回の最終的な受

注先は民間業者ということで、このスマート農業というのは、特に僕の知っている話だと御嵩辺りやと民間でもすごく盛んにやられているという団体があるぐらいで、今後も、もしかしたら全国的にスマート農業というのは進んでいこうかと思います。

特に今回の補正に関しては、民間業者さんに対する補正になっています。ここでちょっとお聞きしたいのは、今回の仕組みは国からお金をいただくということと、村の予算を取っているということ。それと受取業者が民間であるということで、どういう経緯でこういうものが受け取れるようになったのかというのを、ちょっとどこが主導してこれが進んできたということがちょっとお聞きできたらなあと思います。

○議長（安江健二君）

産業建設課長 今井信和君。

○産業建設課長（今井信和君）

ただいまの御質問にお答えをします。

この件につきましては、昨年度から農家の方から要望がありまして、これは実は県の単独の補助事業でございまして、県が3分の1、村が6分の1という制度設計になっておりまして、これにつきましては認定農業者だとか集約化、そういったものをポイント換算しまして県内の各農家の中で優先順位がつかまして、実は当初予算の中では対象から漏れていたんですけれども、他地域で今回の補助金について辞退されるところがありまして、今回枠が空いたということで、再度申込みをした関係で予算がついてくることになっております。以上でございます。

[挙手する者あり]

○議長（安江健二君）

6番 桂川一喜君。

○6番（桂川一喜君）

ありがとうございます。

こうした補助金はもらえるに限らないということもまず1つ含めて、それから実際の条件が整えば国と業者間で決まって、村が例によって一般会計を足すというのは必然的についてくるものなのか、村の理解も加わるとこれが採択が下りるものなのか、それをちょっともう一回御質問したいです。

○議長（安江健二君）

産業建設課長 今井信和君。

○産業建設課長（今井信和君）

今回の認定農業者につきましては国の制度でございまして、特に県の普及課、また関係の農協、あと共済、そういった関係者が集いましてこの認定農業者の認定について、いろんな事業計画のほうを皆さんで協議して設立したもので、今回田代ライスさんがこういった事業拡大の事業のスマート農業を利用することによって経営改善を図るということが関係者の中で総意で進んでおります。

今後もそういったことが相談がありますと、認定農業者の制度に関わらず新規就農者制度、また

法人化制度について、また関係機関で協議を進めることが必要かと思っております。以上でございます。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（安江健二君）

6番 桂川一喜君。

○6番（桂川一喜君）

今のお答えの中で、結局、村がブレーキをかけるようなことはないだろうということは分かりました。今度、逆に村が積極的に活動することによってこういうスマート農業みたいな補助金を、特に民間に向かって提案できるようなことというのが、村の積極性によって採択が受けやすくなるとか進んでいくというような可能性はあるかないかを最後に伺って終わりたいと思います。

○議長（安江健二君）

産業建設課長 今井信和君。

○産業建設課長（今井信和君）

各農家からいろんな相談を受けますと、どういった方法がいいのかということで、やはり様々な選択肢があるかと思っておりますので、村としましても特にそういった方が望まれる計画実現に向けまして、よりよい方法を選択しまして、この事業に関わらずいろんな補助事業で有利なものを探して、そういった農家の方に寄り添って支援をしていくという形を取っていきたいと思っております。以上です。

○議長（安江健二君）

6番、よろしいですか。

○6番（桂川一喜君）

はい。

○議長（安江健二君）

そのほか質問はありませんか。

〔挙手する者なし〕

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

〔挙手する者なし〕

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第64号 令和7年度東白川村一般会計補正予算（第7号）から議案第68号 令和7年度東白川村簡易水道事業会計補正予算（第4号）までの5件を一括して採決します。

お諮りします。本件は原案のとおり決定することに御異議はありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。したがって、議案第64号 令和7年度東白川村一般会計補正予算（第7号）から議案第68号 令和7年度東白川村簡易水道事業会計補正予算（第4号）までの5件は、原案のとおり可決をされました。

それでは、ここで暫時休憩に入ります。

それでは、ちょっと短いですが45分から再開をいたします。お願いします。

午後2時38分 休憩

午後2時44分 再開

○議長（安江健二君）

それでは、引き続き議事に入ります。

◎議案第69号から議案第71号までについて（提案説明・質疑・討論・採決）

○議長（安江健二君）

日程第18、議案第69号 岐阜県市町村会館組合規約の変更に関する協議についてから日程第20、議案第71号 岐阜県市町村職員退職手当組合を組織する地方公共団体の数の減少及び岐阜県市町村職員退職手当組合規約の変更に関する協議についてまでの3件を一括議題とします。

本件について、提案理由の説明を求めます。

総務課長 伊藤秀人君。

○総務課長（伊藤秀人君）

それでは、議案第69号から議案第71号までは先般の全協で御説明申し上げました岐阜県市町村会館組合の解散に伴う議案でございます。

一部省略をさせていただきながら説明を申し上げます。

それでは、本議案を朗読します。

議案第69号 岐阜県市町村会館組合規約の変更に関する協議について。地方自治法第286条第1項の規定により、岐阜県市町村会館組合規約の一部を変更する規約を別紙のように定めることについて、関係地方公共団体と協議するため、同法第290条の規定に基づき議会の議決を求める。令和7年12月10日提出、東白川村長。

次のページをお開きください。

岐阜県市町村会館組合規約の一部を変更する規約。岐阜県市町村会館組合規約の一部を次のように変更する。

第12条を同条第2項とし、同条に第1項として次の1項を加える。

組合の解散に伴う事務の承継にあつては、組合を組織する市町村がその議会の議決を経て行う協議をとって定める。

附則、この規約は、岐阜県知事の許可のあった日から施行する。

続きまして、議案第70号 岐阜県市町村会館組合の解散及び財産処分並びに事務の承継等に関する協議について。地方自治法第288条及び同法第289条並びに令和7年規約変更についての知事の許可後の岐阜県市町村会館組合同第12条第1項の規定により、岐阜県市町村会館組合の解散及び財産処分並びに事務の承継に関して次のとおり他の関係地方公共団体と協議することについて、同法第290条及び同規約第12条第1項の規定により議会の議決を求める。令和7年12月10日提出、東白川村長。

次のページの岐阜県市町村会館組合の解散及び財産処分並びに事務の承継等に関する協議の（案）の朗読は、先般の全協での提出をさせていただいておりますので省略をします。

続きまして、議案第71号 岐阜県市町村職員退職手当組合を組織する地方公共団体の数の減少及び岐阜県市町村職員退職手当組合同の変更に関する協議について。地方自治法第286条第1項の規定により、令和8年3月31日をもって岐阜県市町村職員退職手当組合から岐阜県市町村会館組合が脱退すること及び岐阜県市町村職員退職手当組合同を次のとおり変更することについて、関係地方公共団体が協議することにつき、同法第290条の規定により、議会の議決を求める。令和7年12月10日提出、東白川村長。

次のページです。

岐阜県市町村職員退職手当組合同の一部を改正する規約。

岐阜県市町村職員退職手当組合同の一部を次のように改正する。

別表中「、岐阜県市町村会館組合」を削る。

附則、この規約は、令和8年4月1日から施行する。以上でございます。

○議長（安江健二君）

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

[挙手する者なし]

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

[挙手する者なし]

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第69号 岐阜県市町村会館組合同の変更に関する協議についてから、議案第71号 岐阜県市町村職員退職手当組合を組織する地方公共団体の数の減少及び岐阜県市町村職員退職手当組合同の変更に関する協議についてまでの3件を一括して採決をします。

お諮りします。本件は原案のとおり決定することに御異議はありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

異議なしと認めます。したがって、議案第69号 岐阜県市町村会館組合規約の変更に関する協議についてから、議案第71号 岐阜県市町村職員退職手当組合を組織する地方公共団体の数の減少及び岐阜県市町村職員退職手当組合規約の変更に関する協議についてまでの3件は、原案のとおり可決をされました。

◎議案第72号について（提案説明・質疑・討論・採決）

○議長（安江健二君）

日程第21、議案第72号 美濃加茂市と東白川村の定住自立圏形成協定を変更することについてを議題とします。

本件について、提案理由の説明を求めます。

総務課長 伊藤秀人君。

○総務課長（伊藤秀人君）

議案第72号 美濃加茂市と東白川村の定住自立圏形成協定を変更することについて。美濃加茂市及び東白川村の間における定住自立圏形成協定の全部を別添のとおり変更するため、東白川村議会の議決すべき事件に関する条例第2条第2号の規定により、議会の議決を求める。令和7年12月10日提出、東白川村長。

先般の全協で令和8年度から始まる第4次共生ビジョンについて説明をしましたが、そのビジョンで実施する取組分野に応じて協定書の全部を変更するものでございます。

次からは協定書がありますけど、まず定住自立圏の形成に関する協定の全部を変更する協定書ということで、前文を読み上げます。

美濃加茂市と東白川村は、令和3年4月1日付で締結した定住自立圏の形成に関する協定について、次のとおり全部を変更する協定を締結するとなっております。

第1条は目的について、第2条は基本方針について、第3条は連携する具体的事項及び役割分担についてが記載をされております。ここまでは前回と変更はございません。

第3条のそれぞれ（ア）からが変更項目でございます。この内容につきましては、第4次行政ビジョンで掲載をしてあったものでございます。

第4条については、事務執行に当たっての連携、協力及び費用負担についてが記載。

第5条は協定の変更について。

第6条は協定の廃止について。

第7条は疑義の解決についての条項となっております。

主に今回変更するものは第3条でございます。

協定書の内容につきましては以上でございます。以上です。

○議長（安江健二君）

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

6番 桂川一喜君。

○6番（桂川一喜君）

ただいまの総務課長の説明の中で、前回、全協のときに出していただいた第4次共生ビジョンというものが程度参考資料として重要であるということが分かったので、今回、議決というか決議に至るまでの間に、前回全協のときに実は宿題になっていた件が1個あったと思うんですけども、それについてお答えしたいんですけど、ちょっと皆様思い出していただくと思うために、具体的な取組内容の中のまるごとスマホ市役所について、うちと坂祝が対象になっていないんですけど、うちは何でなっていないのかということの理由等もお答えいただきたいというのが宿題になっていたと思いますので、まずこの場で説明をお願いしたいと思います。

○議長（安江健二君）

総務課 神戸君。

○総務課課長（神戸正紀君）

スマホ市役所についてですけど、美濃加茂市のLINEに登録して確認したところ、LINEで情報を調べるとホームページへ飛んでいって、ホームページの内容とかが見えるようになっているんですけど、うちはうちのLINEがあるんですけど、村のLINEの中にAI機能というやつがあって、それを押すと同じようにホームページへ飛んでいく。検索ができるので、わざわざスマホ市役所を使わなくても同じような機能が今実際あるので、今回は加入というかはいたしませんでした。

それで、費用も今の村のやつは年間26万円で、美濃加茂市の市役所のやつは年間130万とか何かかかるという話でしたので、今回は協定の中には入りませんでした。以上でございます。

〔挙手する者あり〕

○議長（安江健二君）

6番 桂川一喜君。

○6番（桂川一喜君）

ただいまの説明で入っていないというのは十分理解できました。ただ定住自立圏の考え方の中には、やっぱりなかなかうまくいっていないなあと思うのは、それぞれの町村が自分のところにとって損か特かということをついつい1個1個の案件についてやり過ぎてしまって、共同作業がうまくいなくて、可児市だとか、もっと大きい市に対抗するための経済自立圏になるチャンスというのをいつも見失っているなと思っている点がありますので、今回のやつはさすがにちょっと金額の負担が大き過ぎるので分かりますけれども、時には福祉とか保健なんかの場合は大きいところの力を借りたいのにもかかわらず、なかなか今度は美濃加茂のほうが、いいわ、うち単独でやるわというようなことが多い中で、なるべく今後単純な1個1個が損か得かではなくて、やっぱり大きな塊になることによるもっと大きな利益というのを常に考えていただけるような施策を常に考えていただきたいという考えに対して、どなたかのお答えいただければ今回の質問を最後にしたいと思います。

よろしく申し上げます。

○議長（安江健二君）

村長 今井俊郎君。

○村長（今井俊郎君）

この前、全協でも少しお話をしました。定住自立圏については、美濃加茂市長選挙が終わった後でもう一度首長での会議があるということですので、その折にも議論を深めたいかなと思っておりますが、前回の首長の会議の中で私が特に申し上げたいのは、このことをやることによって、議員のおっしゃる目的、大きい目的は十分理解しておりますが、もっと例えば、美濃加茂市だけでなく協定に入っている東白川村が総務省のいろんな予算が使えるようになるとか、そういう直接的なメリットが住民の皆さんに見えないと、この定住自立圏の本当の真の目的を達成していかないのではないかという御意見を申し上げてきました。

その中で、そういった議論を踏まえながらも実効性のあるメニューを今回選んで協定をするということに事務局サイドでたたき上げてきたものと理解しておりますので、今回はこのことでスタートしますが、途中で見直しも可能でございますので、また公益のために活用できるものは活用していくというスタンスでまいりたいと思っております。以上です。

○議長（安江健二君）

6番、よろしいですか。

○6番（桂川一喜君）

はい。

○議長（安江健二君）

そのほか質問ありませんか。

〔挙手する者なし〕

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

〔挙手する者なし〕

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第72号 美濃加茂市と東白川村の定住自立圏形成協定を変更することについてを採決します。

お諮りします。本件は原案のとおり決定することに御異議はありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。したがって、議案第72号 美濃加茂市と東白川村の定住自立圏形成協定を変更することについては、原案のとおり可決をされました。

◎発議第2号について（提案説明・質疑・討論・採決）

○議長（安江健二君）

日程第22、発議第2号 簡易水道基盤強化のための令和8年度予算確保を求める意見書についてを議題とします。

本件について趣旨説明を求めます。

5番 今井美道君。

○5番（今井美道君）

発議第2号 簡易水道基盤強化のための令和8年度予算確保を求める意見書について。上記の議案を別紙のとおり会議規則第14条の規定により提出する。令和7年12月10日提出、提出者、今井美道、賛成者、安保泰男、同じく、樋口春市。東白川村議会議長 安江健二様。

別紙の提出予定の意見書を読み上げさせていただきたいと思います。

簡易水道基盤強化のための令和8年度予算確保を求める意見書。

我が国の簡易水道事業は、農山漁村部を中心とする住民の生活と福祉に必要な不可欠な社会基盤施設として今日に至っており、その普及運営に努めてきた。

簡易水道を運営する自治体は、急速な人口減少、過疎化の進行により水道料金収入が減少し、また、地理的条件により、管路の布設・更新効率も悪く、給水経費も割高であり、厳しい事業環境にある。加えて近年頻発している地震や台風等自然災害への対応など施設の強化が急務であるが、その財源確保も難しく、市町村財政を窮迫させている。

災害に強い簡易水道を整備し、全ての国民が安全な飲料水を等しく享受するためには、以上の諸課題に適切に対処する施策が必要であり、これこそ国の基本的政策と考える。

については、令和8年度国家予算の編成に当たり、政府におかれましては、このような簡易水道の実態と役割を認識いただき、別記簡易水道関係予算の確保等につき特段の御配慮を賜るよう、以下の点について要望する。

1. 水道（簡易水道）関係予算の所要額（水道施設整備費等243億円及び防災・安全交付金）及び事項要求等の満額確保。
2. 簡易水道等施設整備費の補助制度の拡充。
3. 簡易水道の持続的・安定的な運営に向けた支援の拡充強化。
4. 簡易水道関係事業債の必要額の確保。
5. 簡易水道事業に対する地方財政措置等の充実。

以上、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出します。令和7年12月10日、東白川村議会議長。

なお、提出先は、内閣総理大臣、総務大臣、財務大臣、国土交通大臣、環境大臣、衆議院議長、参議院議長を予定しております。

当村にとっても、簡易水道の財源問題は喫緊の課題ですので、皆さんの御賛同をいただきますよ

うよろしくお願いをいたします。

○議長（安江健二君）

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

[挙手する者なし]

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

[挙手する者なし]

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから発議第2号 簡易水道基盤強化のための令和8年度予算確保を求める意見書についてを採決します。

お諮りします。本件は原案のとおり決定することに御異議はありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

異議なしと認めます。したがって、発議第2号 簡易水道基盤強化のための令和8年度予算確保を求める意見書については、原案のとおり可決をされました。

◎閉会中における議会運営委員会の継続調査について

○議長（安江健二君）

日程第23、閉会中における議会運営委員会の継続調査についてを議題とします。

本件について、趣旨説明を求めます。

議会運営委員長 樋口春市君。

○議会運営委員長（樋口春市君）

閉会中の継続調査申出書。東白川村議会議長 安江健二様。令和7年12月10日、議会運営委員会委員長 樋口春市。

本委員会は、所管事務のうち次の事件について、閉会中の継続調査を要するものと決定したので、東白川村議会会議規則第75条の規定により申し出ます。

記1. 会期及び会期延長の取扱いについて。2. 会期中における会議日程について。3. 議事日程について。4. 一般質問の取扱いについて。5. その他議会運営上必要と認められる事項。6. 議長の諮問事項に関する調査について。

よろしくお願います。

○議長（安江健二君）

お諮りします。委員長の申出のとおり、閉会中における継続調査とすることに御異議はありませんか。

んか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。したがって、委員長から申出のとおり、閉会中における継続調査とすることに決定をしました。

字句及び数字等の整理についてお諮りします。本定例会における議決事項について、会議規則第44条の規定により、条項、字句、数字その他の整理を要するものについては、その整理を議長に委任されたいと思います。御異議はありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。したがって、条項、字句、数字その他の整理は議長に委任することに決定をしました。

◎閉会の宣告

○議長（安江健二君）

本定例会の会議に付された事件は全て終了しました。

会議規則第7条の規定によって、本日で閉会したいと思います。御異議はありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。したがって、本定例会は本日で閉会することに決定をしました。

これで本日の会議を閉じます。

令和7年第4回東白川村議会定例会を閉会します。

午後3時07分 閉会

地方自治法第123条第2項の規定により、ここに署名する。

議 長

署 名 議 員

署 名 議 員